



## 資料編

---

- 1 芦屋市の都市計画
- 2 防災指針検討資料
- 3 改訂の経緯
- 4 用語集

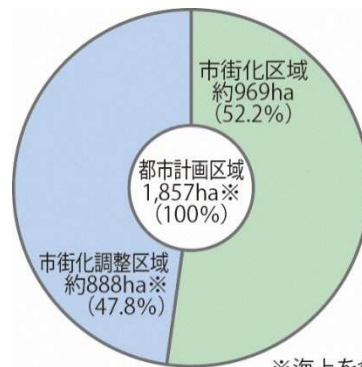


# 1 芦屋市の都市計画

## (1) 区域区分・地域地区

### ①市街化区域・市街化調整区域

- ・市街地が無秩序に広がるのを防ぐため、計画的に市街地をつくっていく区域（市街化区域）と市街化しない区域（市街化調整区域）に市域を分けています。

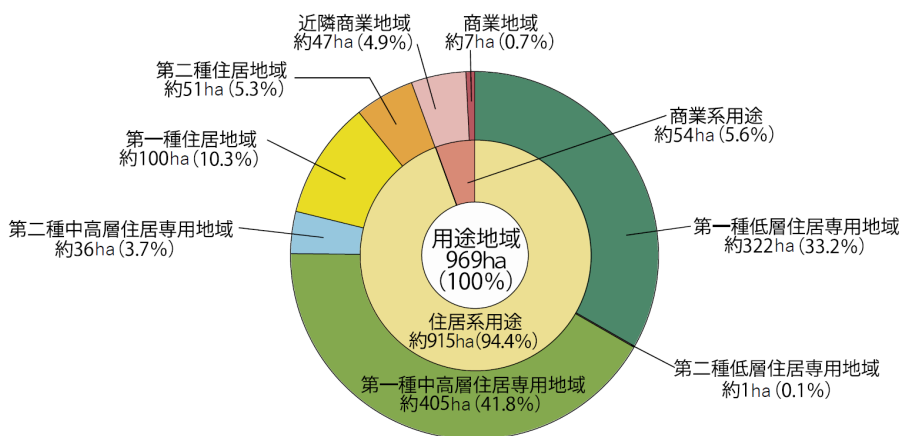


※海上を含まない

市街化区域と市街化調整区域の構成

### ②用途地域

- ・用途地域とは、土地を住宅地、商業地、工業地などに適した13種類の地域に区分し、その区分ごとに建てられる建物の種類、大きさ（建蔽率や容積率）などを決めるものです。芦屋市では8種類を指定しています。

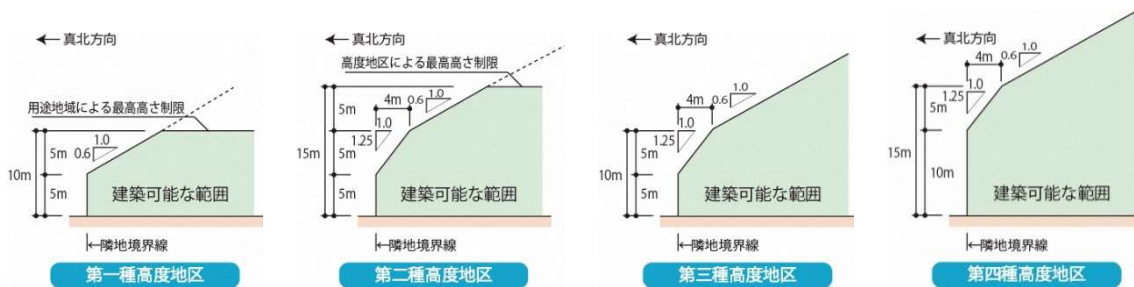


用途地域の構成

### ③高度地区

- ・建物の高さの最高限度を定めることにより、それぞれの土地の用途に適した生活環境（日当たりなど）を守ることができます。芦屋市では4種類の高度地区を定めています。

種類	面積
第一種	約 323ha
第二種	約 427ha
第三種	約 41ha
第四種	約 44ha
計	約 835ha



### ④高度利用地区

- ・狭い敷地を統合し、そこに低い建物を建てられなくすることにより、土地の高度利用を進めるものです。芦屋市では3地区で高度利用地区を定めています。

地区名	面積
JR 芦屋駅北地区	約 4.2ha
大原地区	約 4.1ha
JR 芦屋駅南地区	約 1.4ha
計	約 9.7ha

### ⑤準防火地域

- ・市街地における大規模な火災の発生を防ぐために定めます。この地域に指定されると、一定規模以上の建物は、耐火構造または準耐火構造の建物とすることが義務づけられます。芦屋市では商業地域、近隣商業地域に指定されている5地区を準防火地域に定めています。

地域	面積
商業地域	約 7ha
近隣商業地域	約 47ha
計	約 54ha

## ⑥ 景観地区

- ・建築物の形態意匠を制限することによって、市街地の良好な景観の形成を図るための地区です。芦屋市では芦屋川沿いの区域を「芦屋川特別景観地区」に、それ以外の行政区域を「芦屋景観地区」に指定しています。

地区名	面積
芦屋景観地区	約 1,814.4ha
芦屋川特別景観地区	約 42.6ha
計	約 1,857.0ha

## ⑦ 風致地区

- ・風致とは、生活に潤いを与える森や林、水辺などでできた良好な自然景観をいいます。風致地区とは、都市における緑豊かな生活環境を守ることを目的とするものです。芦屋市では2地区で第1種～第3種の風致地区を定めています。

地区名	面積
六甲山風致地区	約 1,055ha
芦屋川風致地区	約 33ha
計	約 1,088ha

## ⑧ 臨港地区

- ・港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的とした地区です。芦屋市では1地区で臨港地区を定めています。

地区名	面積
尼崎西宮芦屋港臨港地区	約 196.4ha
南芦屋浜地区(上記の内、芦屋市部分)	約 5.9ha

## ⑨ 特別緑地保全地区

- ・無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地。これらを残していくことを目的とした地区です。芦屋市では2地区で特別緑地保全地区を定めています。

地区名	面積
会下山特別緑地保全地区	約 15ha
劔谷・苦楽園緑地保全地区	約 14ha
計	約 29ha

## ⑩生産緑地地区

- ・市街化区域内にある田や畑を貴重な緑地やオープンスペースとして保全するため、農地として維持することを目的とした地区です。芦屋市では4地区で生産緑地地区を定めています。

地区名	面積
六麓荘生産緑地地区	約 0.59ha
岩園3生産緑地地区	約 0.23ha
岩園4生産緑地地区	約 0.29ha
岩園5生産緑地地区	約 0.08ha
計	約 1.18ha

## ⑪地区計画

- ・地区計画とは、比較的小規模な地区を対象としてそれぞれの地区の事情に応じ、地区のみなさんの総意のもと、建物の用途や形態等の制限、道路や公園等の配置などをきめ細かに定め、身近な生活環境を守り育てる制度です。芦屋市では現在22地区で地区計画を定めています。

地区名	面積
南芦屋浜地区地区計画	約 125.6ha
楠町西地区地区計画	約 2.6ha
浜風町南地区地区計画	約 4.5ha
潮見町南地区地区計画	約 15.0ha
緑町西地区地区計画	約 4.0ha
業平町地区地区計画	約 6.9ha
浜風町第2地区地区計画	約 0.8ha
若宮町地区地区計画	約 4.2ha
奥池町地区地区計画	約 63.4ha
奥池南町地区地区計画	約 78.3ha
六麓荘町地区地区計画	約 37.7ha
新浜住宅地区地区計画	約 2.4ha
高浜町南地区地区計画	約 4.1ha
松ノ内町地区地区計画	約 6.9ha
翠ヶ丘町地区地区計画	約 26.6ha
月若町地区地区計画	約 6.1ha
大原町地区地区計画	約 18.1ha
船戸町地区地区計画	約 7.6ha
三条南町地区地区計画	約 7.8ha
西芦屋町地区地区計画	約 6.1ha
浜風町1街区地区計画	約 1.7ha
親王塚町地区地区計画	約 10.9ha
計	約 441.3ha

## (2) 都市施設

### ①交通施設

- ・道路、鉄道、駐車場など交通施設の都市計画については、それぞれの役割を適切に分担しながら、鉄道やバスなどの公共交通機関、自動車、自転車や徒歩などで、利用しやすく、かつ安全でスムーズに移動することができ、また、生活環境も良好に保つことができるように配慮して定めます。

#### ●道路

種別	路線数	計画延長	改良済	概成済	整備率
自動車専用道路	2	4,020m	4,020m	—	100.0%
幹線街路	28	42,040m	34,800m	1,080m	85.3%
区画街路	24	4,080m	4,060m	—	99.5%
特殊道路	1	60m	60m	—	100.0%
計	55	50,200m	42,940m	1,080m	87.7%

#### ●駅前広場

駅名	計画面積	供用面積
JR 芦屋駅（北）	5,800 m <sup>2</sup>	5,800 m <sup>2</sup>
JR 芦屋駅（南）	6,100 m <sup>2</sup>	2,115 m <sup>2</sup>
阪急芦屋川駅（北）	560 m <sup>2</sup>	560 m <sup>2</sup>

※事業中

### ②公園・緑地等

- ・公園及び緑地は、都市における緑のオープンスペースとして、市街地の無秩序な広がりを防ぐ、生活に潤いを与える、災害時の避難場所や救助活動の拠点となる、などの効果が期待される、様々な機能を持った重要な都市施設です。

#### ●公園・緑地・墓園

種別	箇所	計画面積	供用面積	供用率	
公園	街区公園	47	12.83ha	12.83ha	100.0%
	近隣公園	7	13.80ha	11.40ha	82.6%
	地区公園	1	5.00ha	5.00ha	100.0%
	総合公園	1	10.00ha	10.00ha	100.0%
	計	56	41.63ha	39.23ha	94.2%
緑地	緑道	3路線	2.73ha	2.63ha	96.3%
	緑地	7箇所	10.29ha	10.28ha	99.9%
墓園	1	17.00ha	17.00ha	100.0%	
総計	67	71.65ha	69.14ha	96.5%	

### ③下水道

- ・下水道は、家庭、事務所、店舗などから出る汚水を集め、綺麗にして海や川に放流することによって環境を守り、悪臭や害虫、伝染病などの発生を防ぐほか、雨水を集めて流し、まちを浸水から守るなど、日常生活を行う上で重要な都市施設です。
- ・下水道の施設には下水管、処理場、ポンプ場などがあり、排水区域とあわせてこれらの施設を都市計画に定めています。

#### ●公共下水道

種別	排水区域		整備率
	計画面積	供用面積	
分流	916ha	914ha	99.8%
合流	210ha	210ha	100.0%
計	1,126ha	1,124ha	99.8%

#### ●ポンプ場

名称	面積
大東ポンプ場	1,100 m <sup>2</sup>
南宮ポンプ場	700 m <sup>2</sup>
計	1,800 m <sup>2</sup>

#### ●下水処理場

名称	面積	人口	処理能力		処理方式
			処理水量		
			計画	供用	
芦屋下水処理場	33,400 m <sup>2</sup>	88,600 人	47,000 m <sup>3</sup> /日	47,000 m <sup>3</sup> /日	標準活性汚泥法
南芦屋浜下水処理場	12,000 m <sup>2</sup>	9,000 人	6,700 m <sup>3</sup> /日	3,350 m <sup>3</sup> /日	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+急速ろ過法
計	45,400 m <sup>2</sup>	97,600 人	53,700 m <sup>3</sup> /日	50,350 m <sup>3</sup> /日	

### ④その他の都市施設

- ・ごみ焼却場、火葬場などは、都市活動や快適な都市環境を維持するために必要な都市施設です。これらの施設は、道路など他の都市施設や土地の利用計画と調整しながら、必要に応じて都市計画に定めることとしています。

#### ●ごみ焼却場

名称	面積	処理能力	
		焼却	粗大ごみ
芦屋市環境処理センター	2.4ha	230 t/日	30 t/5h

#### ●火葬場

名称	面積	炉数	
		人体炉	動物炉
芦屋市火葬場	2,600 m <sup>2</sup>	3 基	1 基

## 2 防災指針検討資料

### (1) 災害ハザード情報等の収集、整理

洪水、高潮、雨水出水（内水氾濫）、地震などの主要な災害種別ごとに、想定される浸水区域や浸水継続時間、土砂災害警戒区域等の情報を収集・整理します。

表 - 本市における災害ハザード

No	災害の種類	ハザード情報	ページ
①	洪水	浸水区域 家屋倒壊等氾濫想定区域	資-8
		浸水継続時間	
②	高潮	浸水区域	資-9~10
		浸水継続時間	
③	雨水出水 (内水氾濫)	浸水区域	資-11
④	海洋性地震 南海トラフ巨大地震	津波想定浸水区域	資-12~14
		震度分布	
	直下型地震	活断層と地震活動	資-15
⑤	土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 崩壊土砂流出危険区域 山腹崩壊危険区域	資-16~17

## ① 洪水

大雨等によって河川の流量が普段より増大したり氾濫したりすることを洪水といいます。

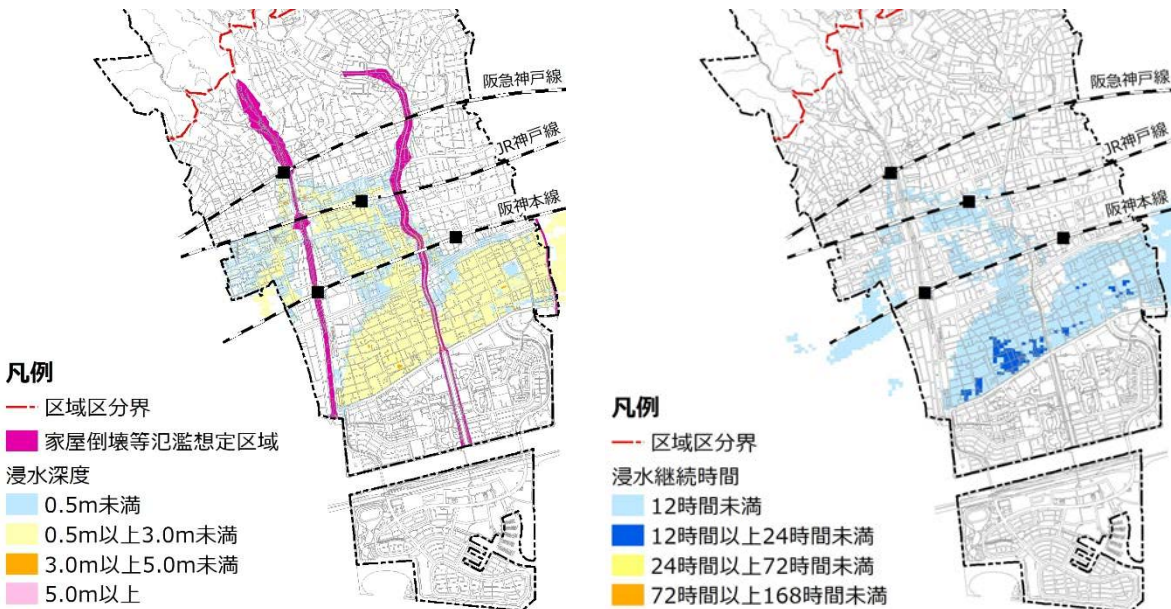
洪水浸水想定区域図は、各河川で想定し得る最大規模の降雨（12 時間に降る雨が 817mm：1/1000 年確率規模以上）により河川が氾濫した場合を想定し作成されたものです。

国道 43 号以南の広範囲にわたって 0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定されているほか、JR 芦屋駅周辺などの市中心部においても、0.5m 未満及び 0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定されています。また、芦屋川、宮川沿いは、家屋の流出・倒壊をもたらす河岸浸食が発生するおそれがある区域として家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。

洪水による浸水継続時間をみると、24 時間（1 日）以上の浸水が想定される区域はないものの、国道 43 号以南の広範囲にわたって 12 時間未満の浸水が想定されているほか、松浜町や伊勢町など芦屋浜以北～国道 43 号の一部は 12 時間以上 24 時間未満の浸水が想定されています。



図 - 家屋倒壊等氾濫想定区域での災害のイメージ



資料：兵庫県オープンデータ 2023

図 - 洪水浸水想定区域

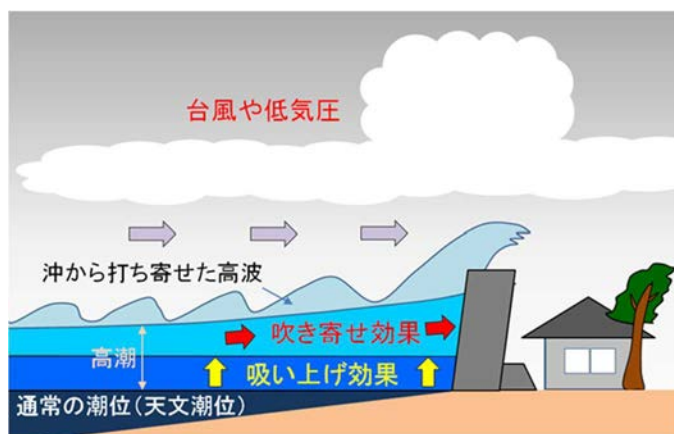
図 - 洪水による浸水継続時間（0.5m 以上の浸水）

## ② 高潮

高潮は、台風や低気圧による気圧低下で海面が持ち上がる「吸い上げ効果」と、強風で海水が海岸に押し寄せる「吹き寄せ効果」が主な原因で発生します。満潮と重なるとさらに水位が高まり、沿岸に浸水などの被害をもたらします。

平成 30 年の台風 21 号では南芦屋浜などで大規模な浸水被害が発生したほか、宮川沿いの地区でも浸水被害が発生しました。このため兵庫県は、台風 21 号の浸水地区については再度災害防止の緊急対策として、南芦屋浜地区において護岸のかさ上げ工事<sup>\*1</sup>を実施し、令和 5 年 9 月末に完了しました。※ 1 台風 21 号と同規模を想定した対策工事

高潮浸水想定区域図は、想定し得る最大規模の台風（約 910hPa [室戸台風規模]）が上陸しても勢力を保ち続け、潮位偏差が最大となるような台風経路を移動し、高潮と同時に河川の洪水を考慮し、全ての防潮堤・堤防や水門・陸閘等は、設計条件を超えた段階で破壊するものと想定（室戸台風級の台風が大阪湾周辺を通過する確率：500 年から 4,000 年に 1 回程度）して作成されたものです。



資料：気象庁ホームページ

図 - 高潮の発生要因



出典：兵庫県資料

写真 - 2018 年台風 21 号による浸水被害

浸水想定区域をみると、国道 43 号以南の広範囲にわたって 3.0m 以上 5.0m 未満の浸水が想定されています。また、南芦屋浜全域において、3.0m 未満の浸水が想定されています。

浸水継続時間をみると、国道 43 号以南芦屋浜以北のうち特に西部の広範な地区で 24 時間以上 72 時間未満の浸水が想定されていますが、72 時間以上の浸水はほとんど想定されていません。また、国道 43 号以北の一部地区に 12 時間未満の浸水が想定されています。

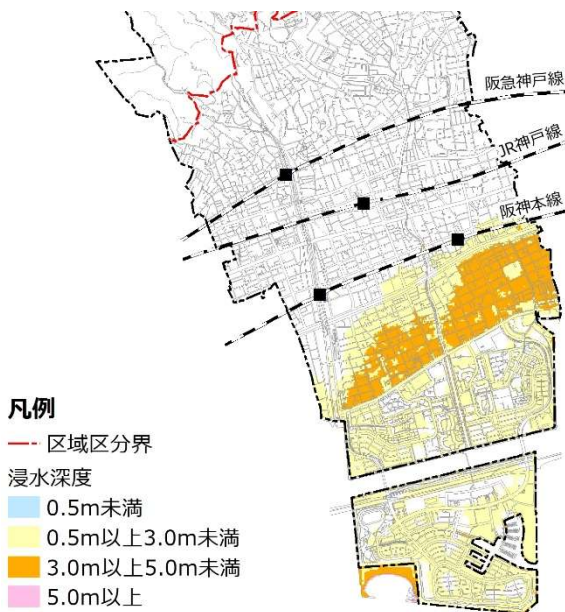
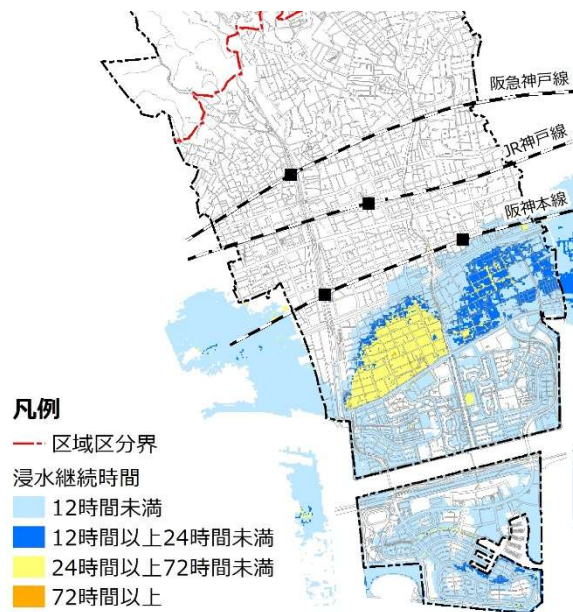


図 - 高潮浸水想定区域



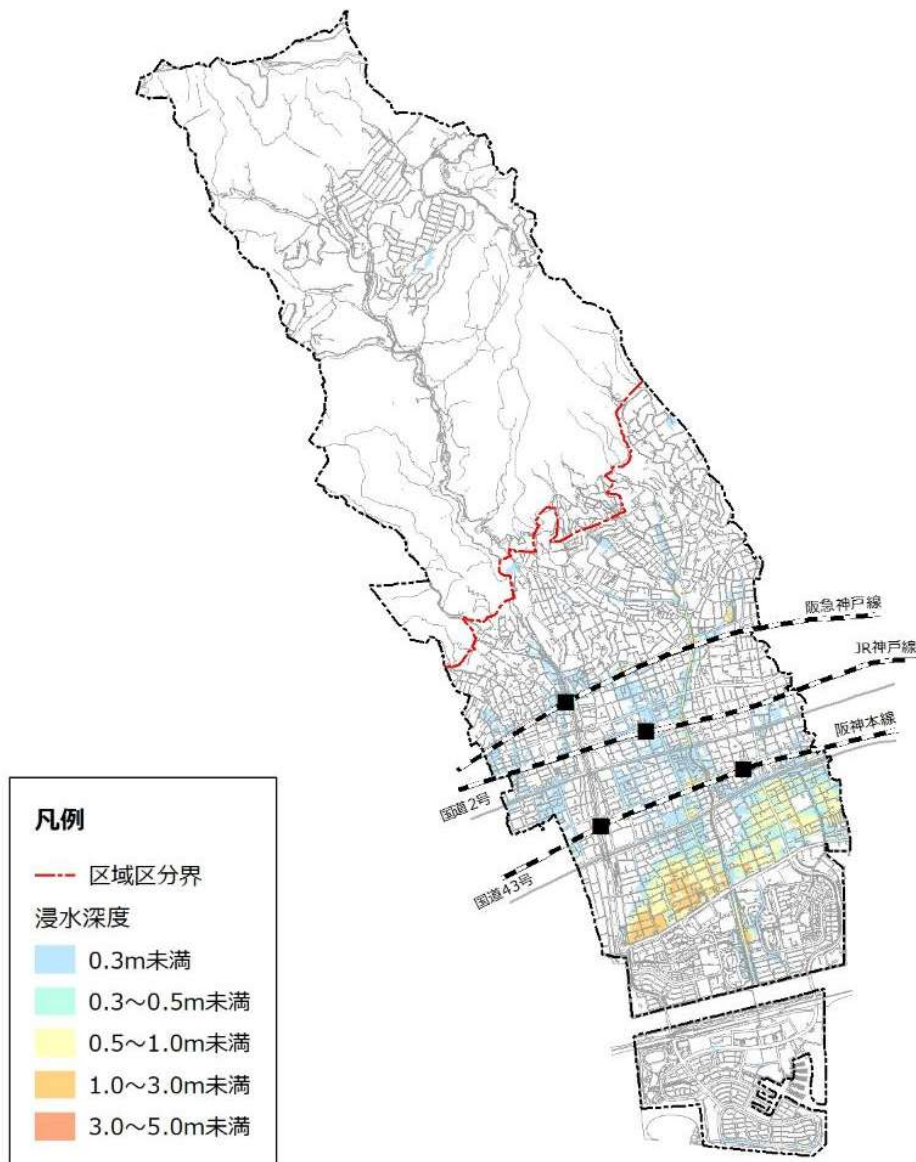
資料：兵庫県オープンデータ 2023

図 - 高潮による浸水継続時間（0.5m 以上の浸水）

### ③ 雨水出水(内水氾濫)

雨水出水（内水氾濫）想定区域図は、局地的大雨など一時的な大量の降雨で想定され得る最大規模の降雨（1時間に147mmの降雨：1/1000年確率規模以上）により下水道等に雨水を排水出来なくなった場合、または下水道等から河川等に雨水を排除出来なくなった場合を想定し作成されています。

松浜町や伊勢町など芦屋浜以北～国道43号の一部で3.0m未満の浸水が想定されています。また、JR芦屋駅周辺や宮川沿いなどの中心市街地の一部では、0.3m未満の浸水が想定されています。



資料：芦屋市資料

図 -雨水出水浸水想定区域

#### ④ 地震

本市に被害を及ぼす地震は、海洋性地震と直下型地震の2つに分けられ、地震の種類により想定される被害は異なります。

##### [海洋性地震（南海トラフ巨大地震）]

警戒すべき海洋性地震として南海トラフ巨大地震が想定されています。規模が非常に大きく、広範囲にわたって1～2分程度の長く強い揺れが続くと予想されており、周辺地区からの支援が期待できない可能性が想定されます。震度は、震度5弱から6弱と予測されます。高層建築物では揺れが増幅し損傷する可能性や、広範囲での液状化現象の発生、津波による被害も予測されています。

表 - 南海トラフ巨大地震による芦屋市の被害想定

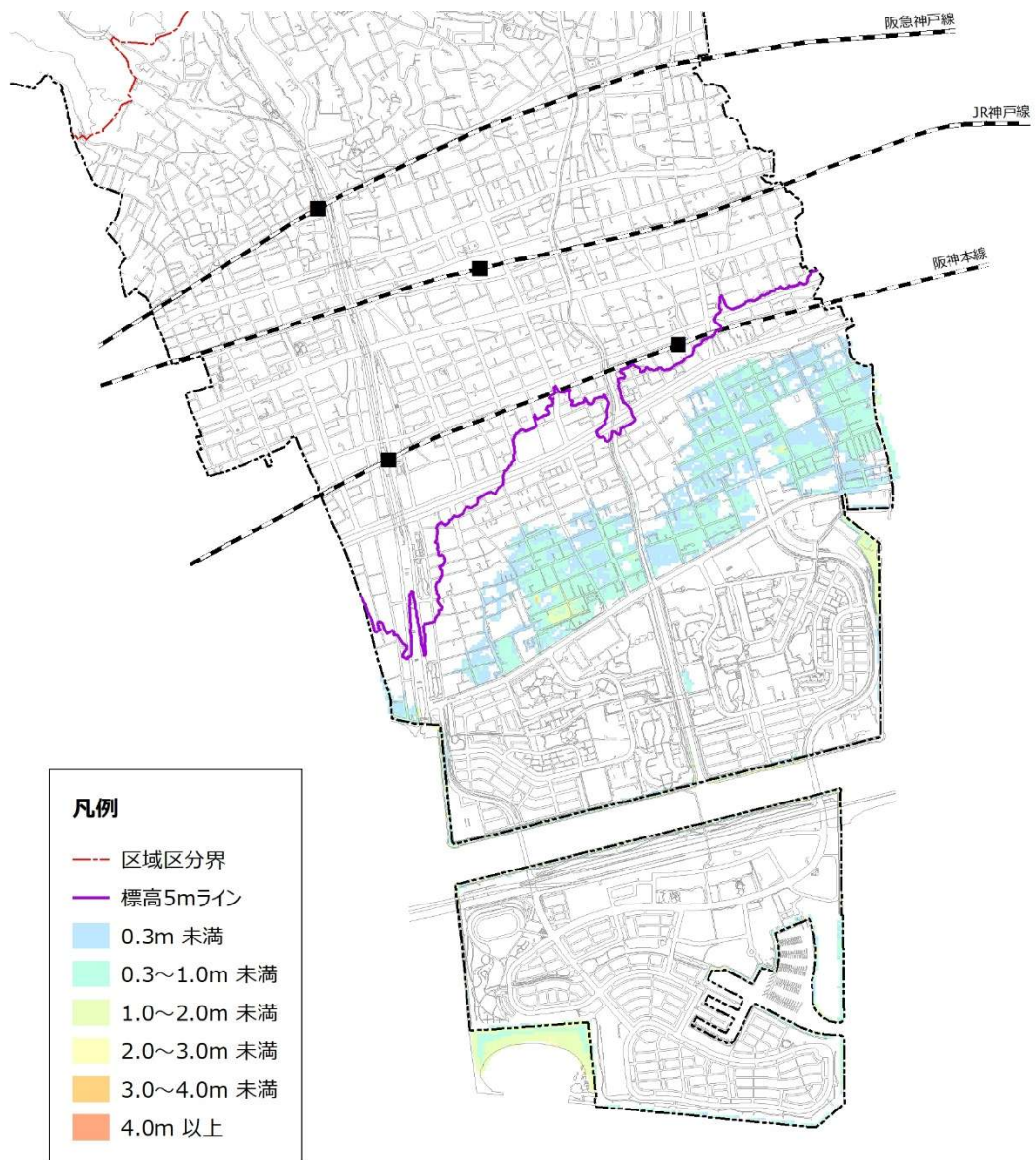
最大震度		震度6弱	
被害の原因と種別（被害が最大となる季節・時刻）			被害内容
津波	浸水被害	最大	3.7m
		+1mの津波到達時間	111分後
		浸水面積	91ha
	建物被害（冬の午前5時）	全半壊棟数	312棟
	人的被害（冬の午前5時）	死傷者数	927人
揺れ	建物被害（冬の午前5時）	全半壊棟数	304棟
	人的被害（冬の午前5時）	死傷者数	58人
液状化による建物被害（冬の午前5時）		全半壊棟数	610棟
避難者数（1日後・冬の午前5時）			4,208人

※ 建物被害や人的被害は、冬の早朝5時、夏の昼間12時、冬の夕方18時の内の最大値を掲載  
出典：「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成26年6月3日公表）

## 1) 津波

南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大 3.7m の津波が到達すると想定されています。

国道 43 号線以南の伊勢町、西藏町、大東町などの地区では、津波による 1.0m 未満の浸水が想定されています。また、本市では標高 5m 以南を津波に注意が必要な地区としています。

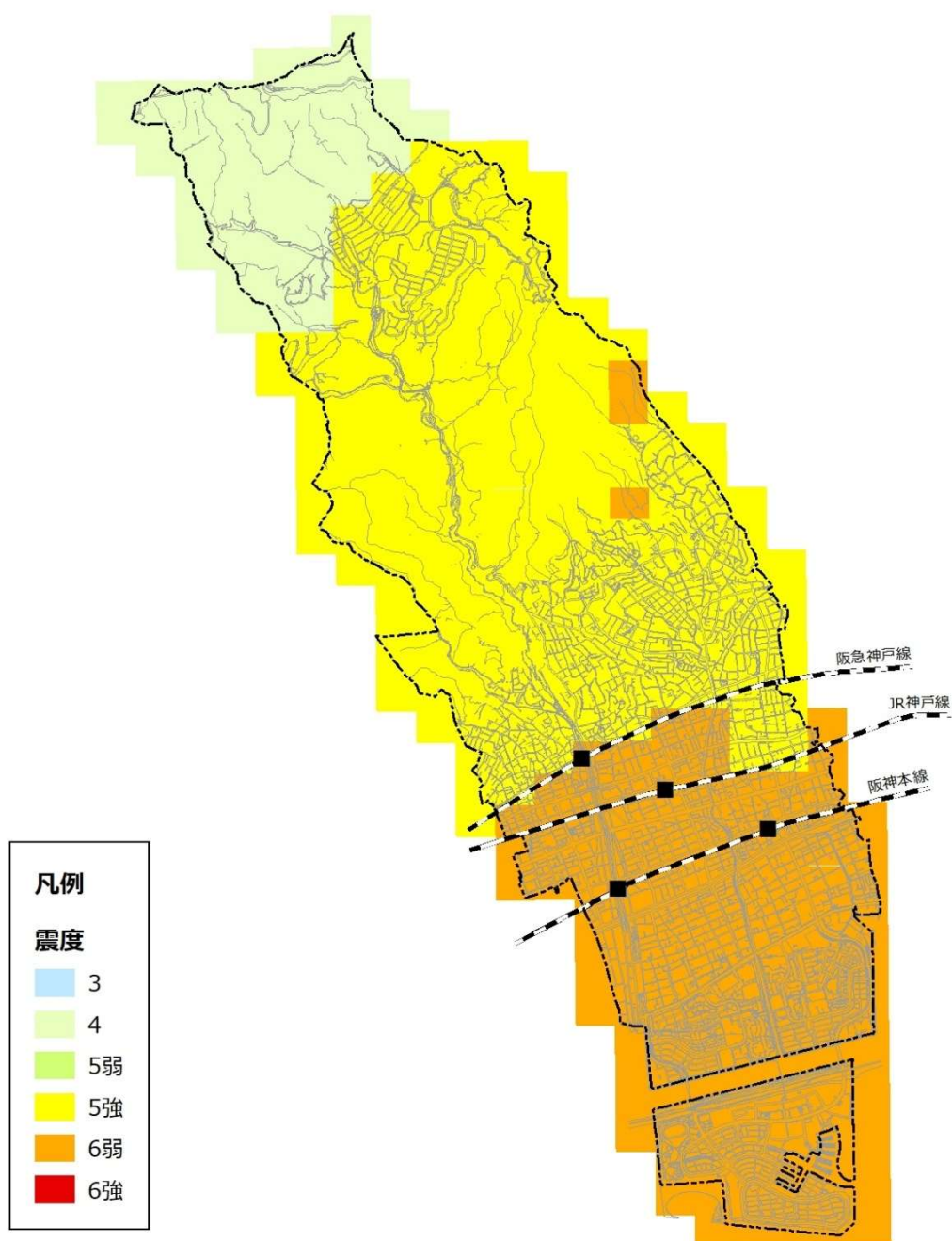


資料：兵庫県オープンデータ 2023

図 - 津波浸水想定区域

## 2) 震度分布

南海トラフ巨大地震が発生した場合、芦屋市の最大震度は震度6弱で、阪急神戸線以南の市街地の多くの地区で最大震度の揺れが想定されています。



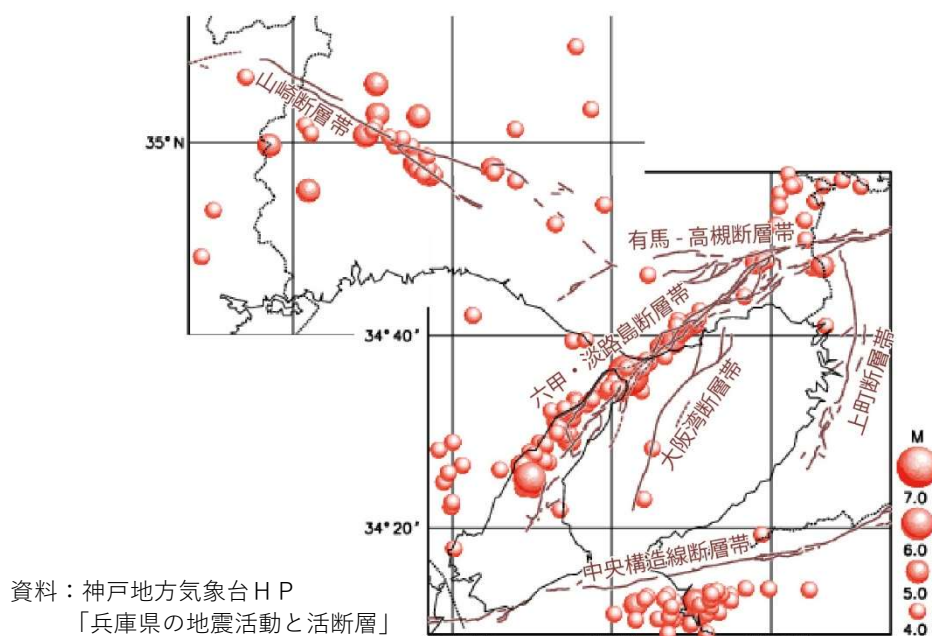
資料：兵庫県オープンデータ 2023

図 - 震度分布図

## [直下型地震]

警戒すべき直下型地震としては、主に有馬－高槻断層帯地震や六甲・淡路島断層帯地震などが想定されています。地震の規模に比べて局所的に震度6弱から7程度の非常に強い揺れが生じ、多くの家屋の倒壊や火災の発生が予測されます。また、埋立地や海岸部を中心に地盤の液状化による被害や、ライフラインや交通網の寸断が予測されます。

活断層の分布と最近100年のM4以上の地震活動を比較すると、地震の多くが活断層の周辺で発生しています。本市で最も被害が大きくなると想定される直下型地震は六甲・淡路島断層帯地震で、市域で震度7の揺れが想定されています。建物全半壊棟数は揺れによるもの12,784棟、液状化によるもの291棟で、死傷者数は2,211人が想定されています。



資料：神戸地方気象台HP  
「兵庫県の地震活動と活断層」

図 - 活断層と地震活動（1919年以降の地震を表示）

表 - 直下型地震による芦屋市の被害想定

想定地震		直下型地震				
		六甲・淡路島断層帯地震	有馬-高槻断層帯地震	山崎断層帯地震	中央構造線断層帯地震	上町断層帯地震
地震の規模	マグニチュード	7.9	7.7	7.3	7.7	7.5
	最大震度	震度7	震度7	震度6弱	震度5強	震度6強
建物被害(棟)	揺れによる全半壊棟数	12,784	6,858	272	333	2,824
	液状化による全壊棟数	291	238	78	93	200
建物倒壊による死傷者数(人)		2,211	1,376	37	45	457
避難者数(1日後)		46,924	22,137	650	798	7,969

建物倒壊による死傷者数は、冬早朝5時、春夏秋冬昼間12時、冬夕方18時の内の最大値を掲載

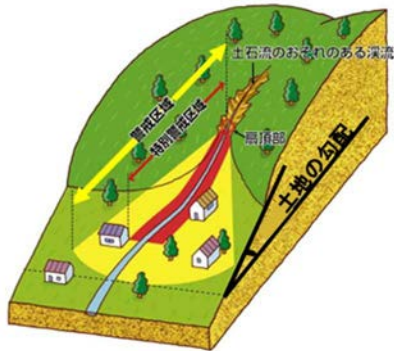
資料：「兵庫県地震被害想定調査（平成22年度）」

## ⑤ 土砂災害

大雨などの水害時に発生する土砂災害には、主に土石流や急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）があり、これらのリスクがある区域を土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定しています。

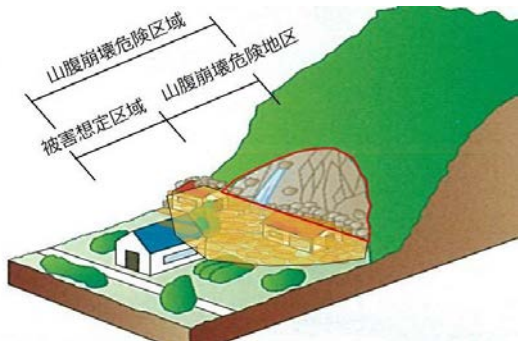
### [土石流]

大量の土砂、石、流木などが水と一体となって、急な渓流を非常に速い速度で流れ下る現象です。集中豪雨や台風などによって大量の水が供給されることで発生しやすくなります。



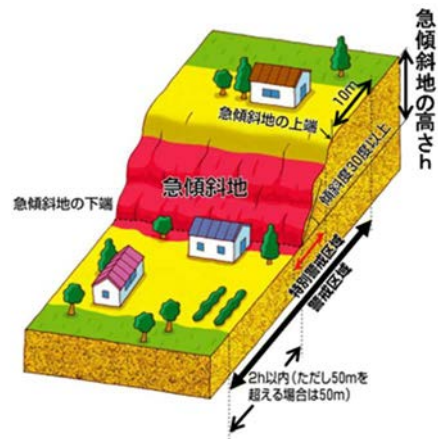
### [山腹崩壊危険区域]

山腹の崩壊や落石により、災害が発生するおそれがある山腹斜面。



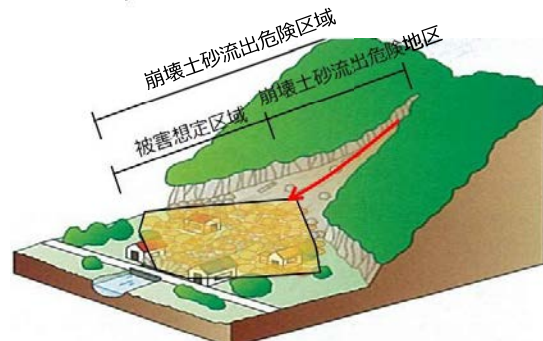
### [急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）]

雨や地震などによって、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。



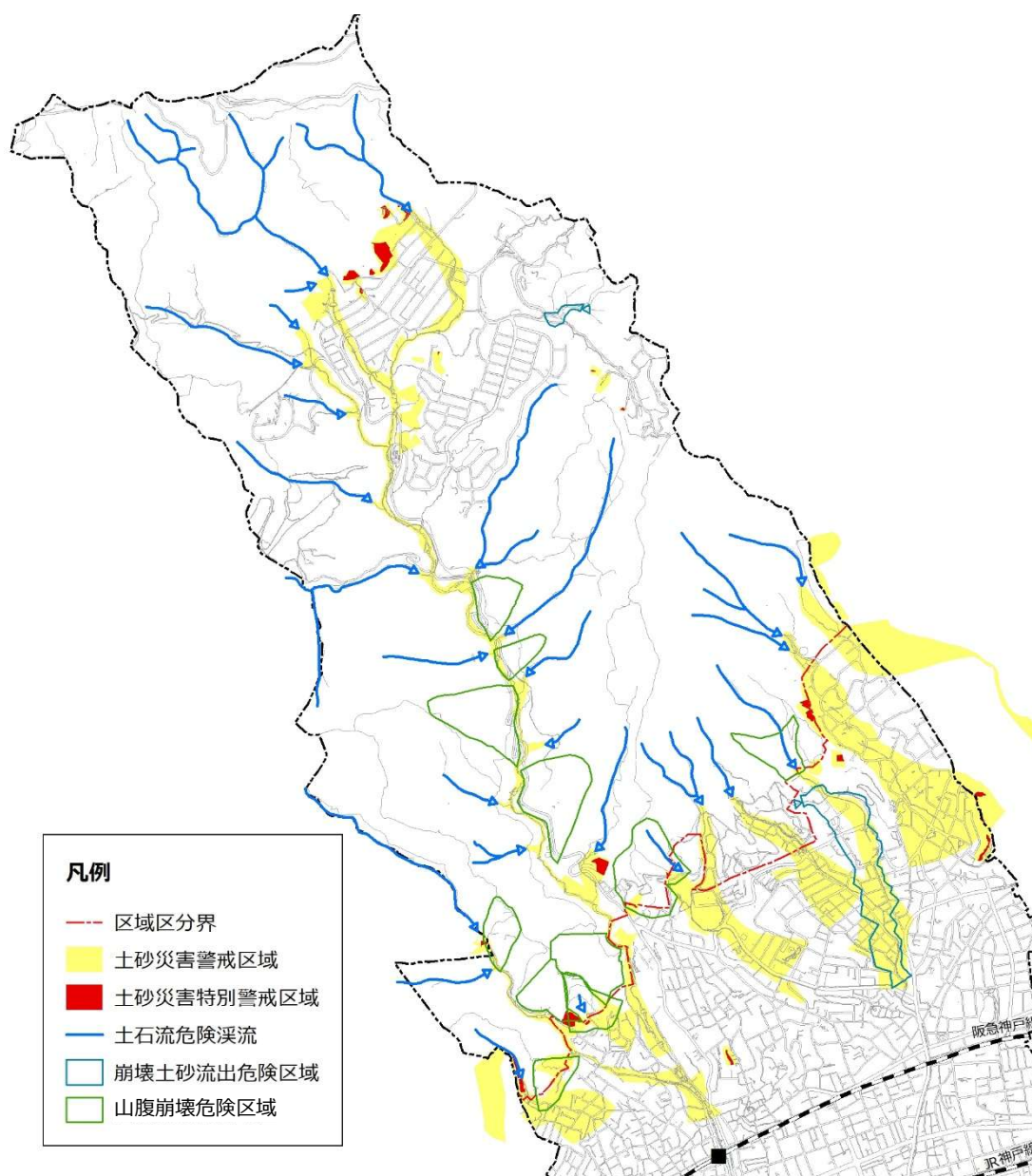
### [崩壊土砂流出危険区域]

山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある渓流。



阪急神戸線以北の一部に土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所も存在しています。

崩壊土砂流出危険区域は、奥池南町と朝日ヶ丘町の東部に指定されています。また、山腹崩壊危険区域は主に区域区分界よりも北側（市街化調整区域）に指定されています。



資料：兵庫県オープンデータ 2023

図 - 土砂災害警戒区域等の指定状況

## (2) 災害リスク分析の考え方

以下の分析の視点をもって各ハザード情報と住宅の分布、避難所や病院等の各種都市の情報を重ね合わせ、本市のどの地区で、どの程度の災害リスクが見込まれるかを分析します。

表 - 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ一覧

分析の視点	重ね合わせる情報	
	ハザード情報等	都市の情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の活用が可能か</li> <li>・要配慮者の避難対策の必要性</li> </ul>	浸水深（洪水・高潮・内水・津波） 浸水継続時間（洪水・高潮） 土砂災害警戒・特別警戒区域等	避難施設等・ 要配慮者利用 施設の分布
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住宅数の規模</li> <li>・垂直避難の可否</li> <li>・生命に関わる重大な災害リスクの有無</li> </ul>	浸水深（洪水・高潮・内水・津波） 浸水継続時間（洪水・高潮） 家屋倒壊等氾濫想定区域 土砂災害警戒・特別警戒区域等	住宅の立地状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行不能となる緊急輸送道路の有無</li> <li>・災害による孤立への対策の必要性</li> </ul>	浸水深（洪水・高潮・内水） 浸水継続時間（洪水・高潮）	緊急輸送道路、 防災路線

### (3) 災害リスクの評価の方法

災害リスク分析結果を踏まえ、災害リスクの高い地区内の住宅の数、水害により機能低下が見込まれる施設の数、途絶するおそれのある道路の範囲などを算定して、定量的な評価を行います。

#### ① 『浸水深』に関する災害リスクの考え方

一般的な家屋では、浸水深 0.5m 以上で 1 階が、浸水深 3m 以上で 2 階が、浸水深 5m 以上で 3 階が床上浸水します。

浸水深 0.5m 以上が想定される地区に避難所や病院等が立地する場合、浸水による孤立に対応するため、安全な避難空間の確保や災害時要援護者の避難支援が必要になる可能性があります。

また、浸水深 0.5m 以上が想定される地区は、歩いて避難することが困難になるため、災害リスクが高い地区であると考えられます。

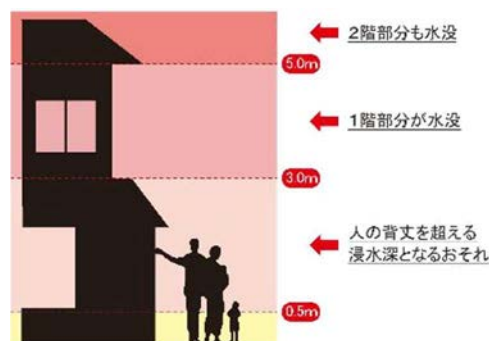


図 - 浸水深と家屋等浸水の関係

#### ② 『洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域』に関する災害リスクの考え方

本市の家屋倒壊等氾濫想定区域は、河岸浸食により家屋の倒壊・流失するおそれがあるため、災害リスクが高い地区であると考えられます。

#### ③ 『津波時の避難』に関する災害リスクの考え方

本市では、地震発生から約 111 分で高さ 1m 以上の津波が到達することが予想され、標高 5m ライン以南の地区（目安として国道 43 号以南）は、災害リスクの高い地区であると考えられます。

#### ④ 『浸水継続時間』に関する災害リスクの考え方

避難が困難となる深い浸水（0.5m 以上）が続く時間（浸水継続時間）が長い場合、建物の 2 階以上に垂直避難し命が守られたとしても、その後の生活に支障が出るおそれがあります。

垂直避難時には、備蓄により生活を維持することになるため、3 日（72 時間）以上浸水し続ける地区は災害リスクが高い地区であると考えられます。

#### ⑤ 土砂災害に関する災害リスクの考え方

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、崩壊土砂流出危険区域、山腹崩壊危険地区は、建物の損壊などが生じ市民の生命または身体への危害、道路の閉塞による孤立のおそれがあることから災害リスクの高い地区であると考えられます。

#### (4) 災害リスク×避難施設等の分布状況

「芦屋市地域防災計画」では、各種災害時に利用できる避難所等施設を整理しています。ここでは、各避難施設等における各種災害の被災状況を把握し、施設ごとの災害への対策の必要性を分析します。

表 - 避難施設等の概要

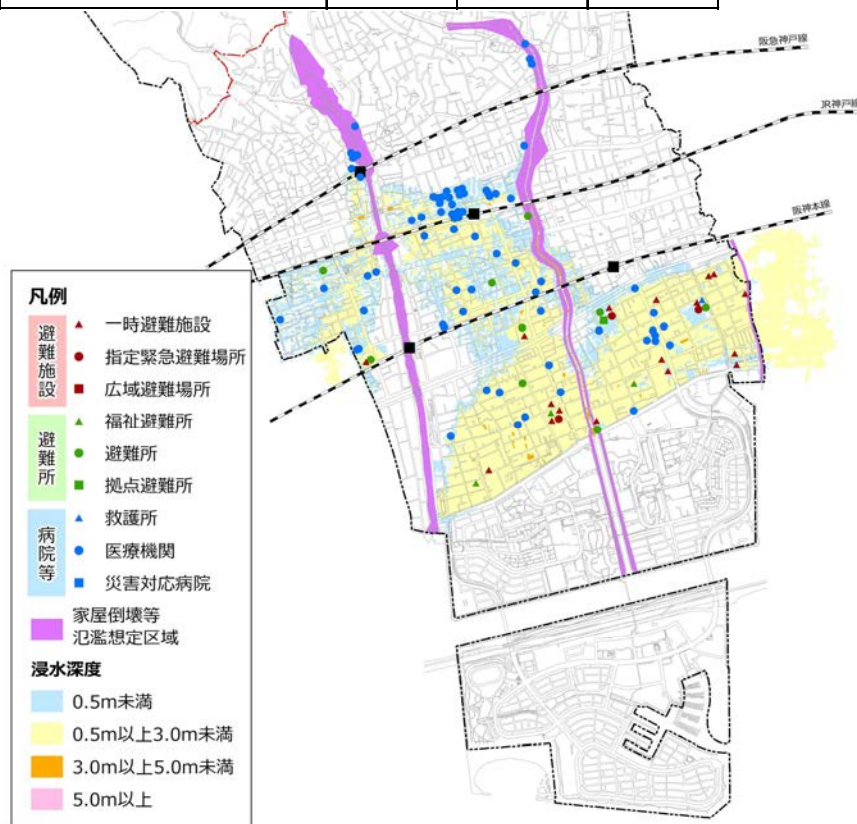
施設の種類	概要
避難施設 (一時避難施設、 指定緊急避難場所、 広域避難場所)	災害発生時または発生のおそれがある場合に、住民がその危険から命を守るために緊急的に避難する場所。洪水、土砂災害、津波、大規模火災など、想定される災害種別に応じた施設やオープンスペースが指定されている。あくまで一時的な危険回避を目的とし、市民の迅速かつ安全な避難行動を支援するための重要な拠点となる。
避難所 (指定避難所、 福祉避難所、 拠点避難所)	災害により住居を失った方や、その他さまざまな事情により自宅での生活が困難になった方が、一定期間滞在し避難生活を送るための施設。食料・水・毛布などの生活物資の提供、トイレ・休息スペースの確保、情報提供、相談対応などが行われる。高齢者や障害のある方など特に配慮が必要な方々のために、福祉避難所も開設・運営される体制が整備されている。
病院等 (救護所、医療機関、 災害対応病院)	災害発生時に、負傷者や急病人の受け入れ、応急処置、トリアージ、重症者の治療、広域医療搬送など、医療救護活動の中心となる施設。また、避難所近隣などに開設される救護所では、医師や看護師などが軽症者の手当や健康相談が実施される。

① 洪水が発生した場合に浸水する避難施設等の分布状況

洪水が発生した場合に浸水する避難施設等の立地状況をみると、特に災害リスクが高いとされる0.5m以上の浸水が想定される施設が複数あり、病院等が33施設、避難場所が14施設、避難所が8施設立地しています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域内には、病院等（医療機関）が7施設、避難所が2施設立地しています。

表 - 浸水想定区域内の施設数

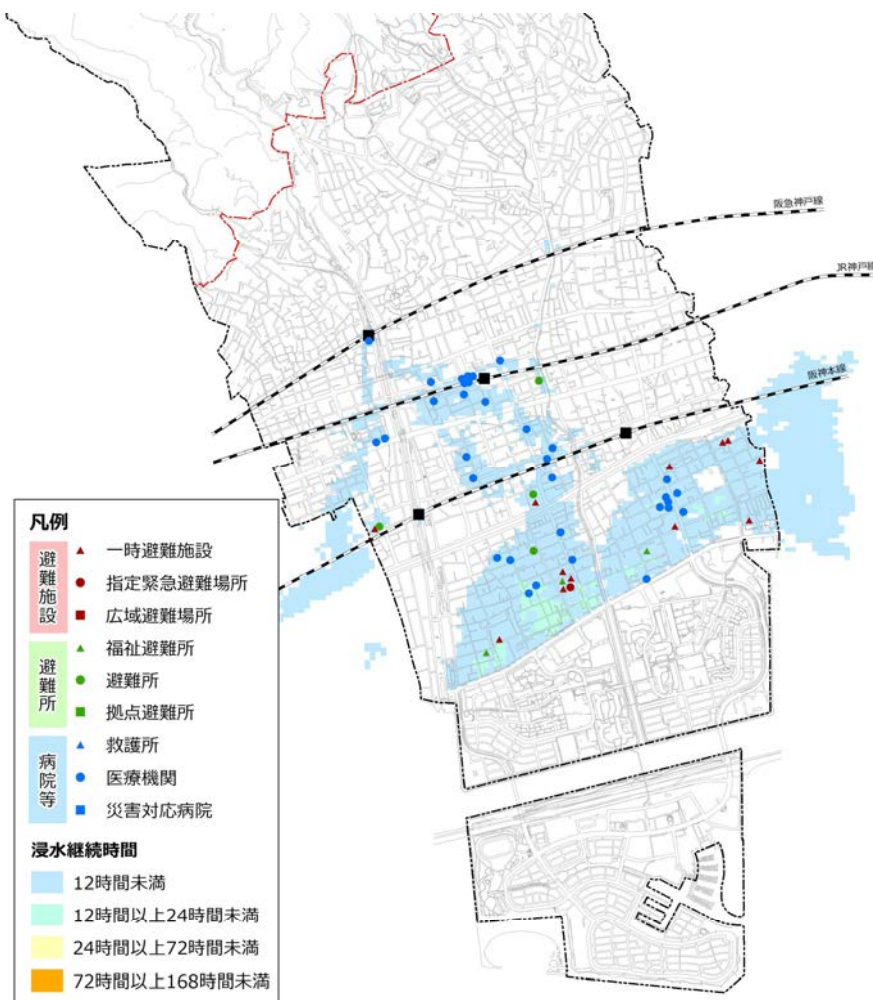
施設分類		浸水想定区域内施設数			全施設数
		0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	計	
避難場所	一時避難施設	4	13	17	42
	指定緊急避難場所	2	1	3	16
	広域避難場所	0	0	0	5
避難所	福祉避難所	0	3	3	18
	避難所	4	5	9	47
	拠点避難所	1	0	1	6
病院等	救護所	1	0	1	5
	医療機関	34	33	67	164
	災害対応病院	0	0	0	3
重複を除いた合計施設数		40	50	90	



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 洪水浸水想定区域と避難施設等の重ね合わせ

洪水が発生した場合の浸水継続時間をみると、特に災害リスクが高いとされる72時間以上の浸水が想定される施設はありません。



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

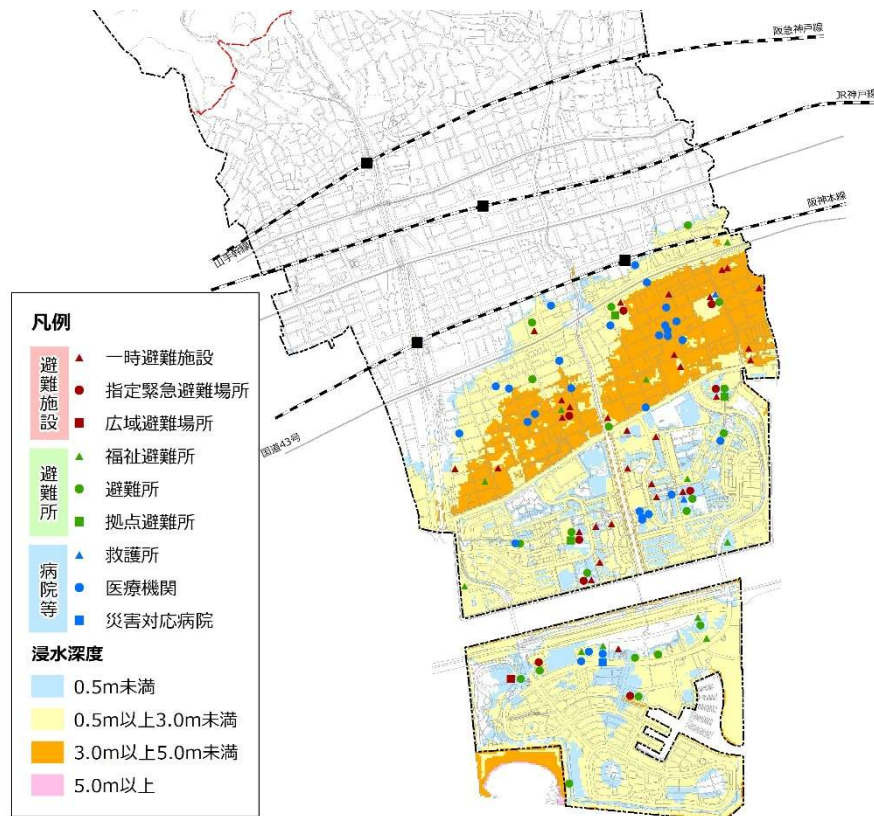
図 - 洪水浸水継続時間（0.5m以上の浸水）と避難施設等の重ね合わせ

## ② 高潮が発生した場合に浸水する避難施設等の分布状況

高潮が発生した場合に浸水する避難施設等の立地状況をみると、特に災害リスクが高いとされる0.5m以上の浸水が想定される施設が複数あり、病院等が25施設、避難場所が24施設、避難所が21施設立地しています。

表 - 浸水想定区域内の施設数

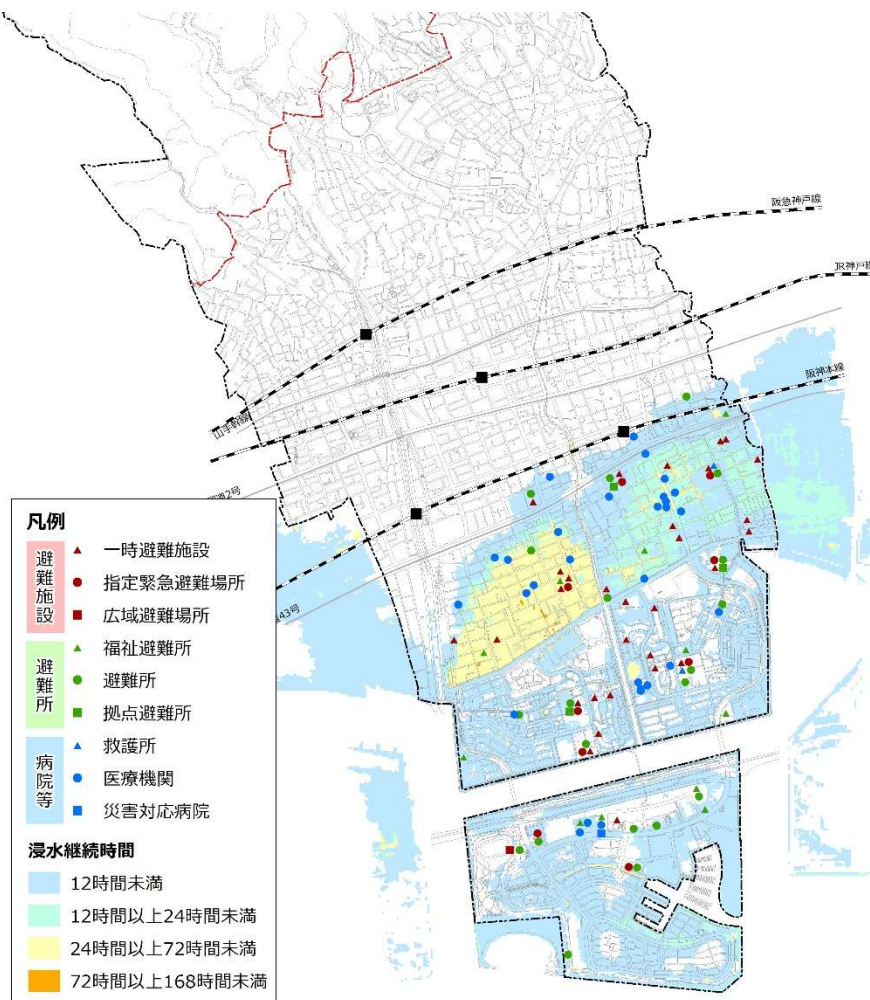
施設分類		浸水想定区域内施設数				全施設数
		0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	3.0m以上	計	
避難場所	一時避難施設	11	9	10	30	42
	指定緊急避難場所	4	4	1	9	16
	広域避難場所	1	0	0	1	5
避難所	福祉避難所	3	5	3	11	18
	避難所	9	11	0	20	47
	拠点避難所	1	2	0	3	6
病院等	救護所	1	1	0	2	5
	医療機関	7	12	11	30	164
	災害対応病院	0	1	0	1	3
重複を除いた合計施設数		26	33	23	82	



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 高潮浸水想定区域と避難施設等の重ね合わせ

高潮が発生した場合の浸水継続時間をみると、特に災害リスクが高いとされる72時間以上の浸水が想定される施設はありません。



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

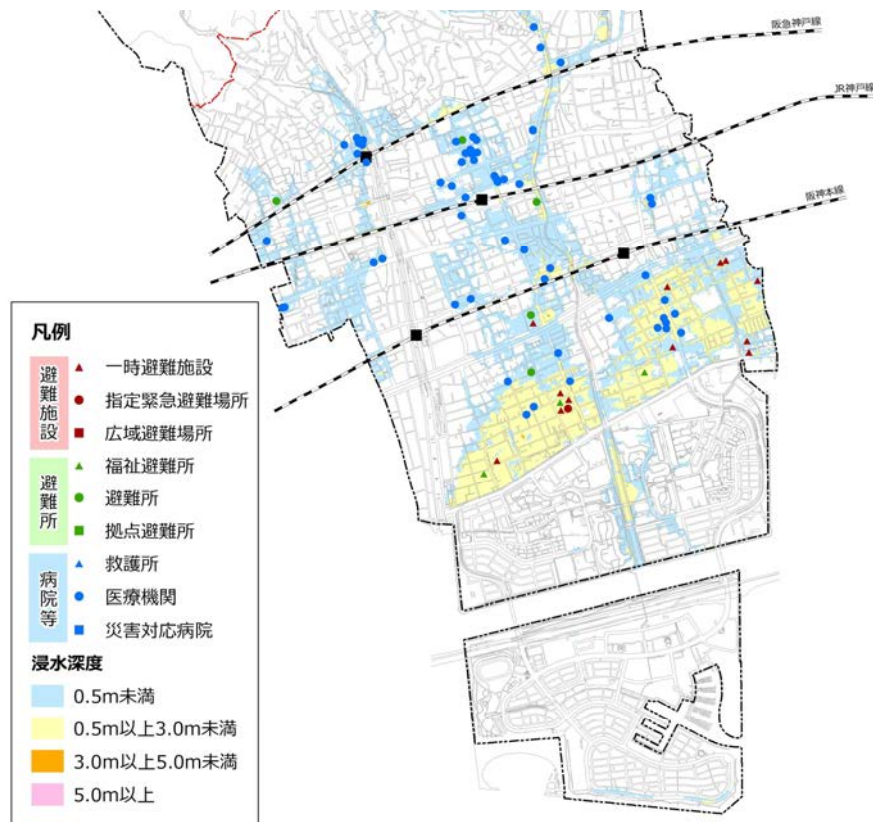
図 - 高潮浸水継続時間（0.5m以上の浸水）と避難施設等の重ね合わせ

### ③ 内水氾濫が発生した場合に浸水する避難施設等の分布状況

内水氾濫が発生した場合に浸水する避難施設等の立地状況をみると、特に災害リスクが高いとされる0.5m以上の浸水が想定される施設がわずかながら立地しており、病院等が8施設、避難場所が6施設、避難所が3施設立地しています。

表 - 浸水想定区域内の施設数

施設分類		浸水想定区域内施設数			全施設数
		0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	計	
避難場所	一時避難施設	7	5	12	42
	指定緊急避難場所	0	1	1	16
	広域避難場所	0	0	0	5
避難所	福祉避難所	0	3	3	18
	避難所	5	0	5	47
	拠点避難所	0	0	0	6
病院等	救護所	0	0	0	5
	市内医療機関	51	8	59	164
	災害対応病院	0	0	0	3
重複を除いた合計施設数		62	15	77	



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

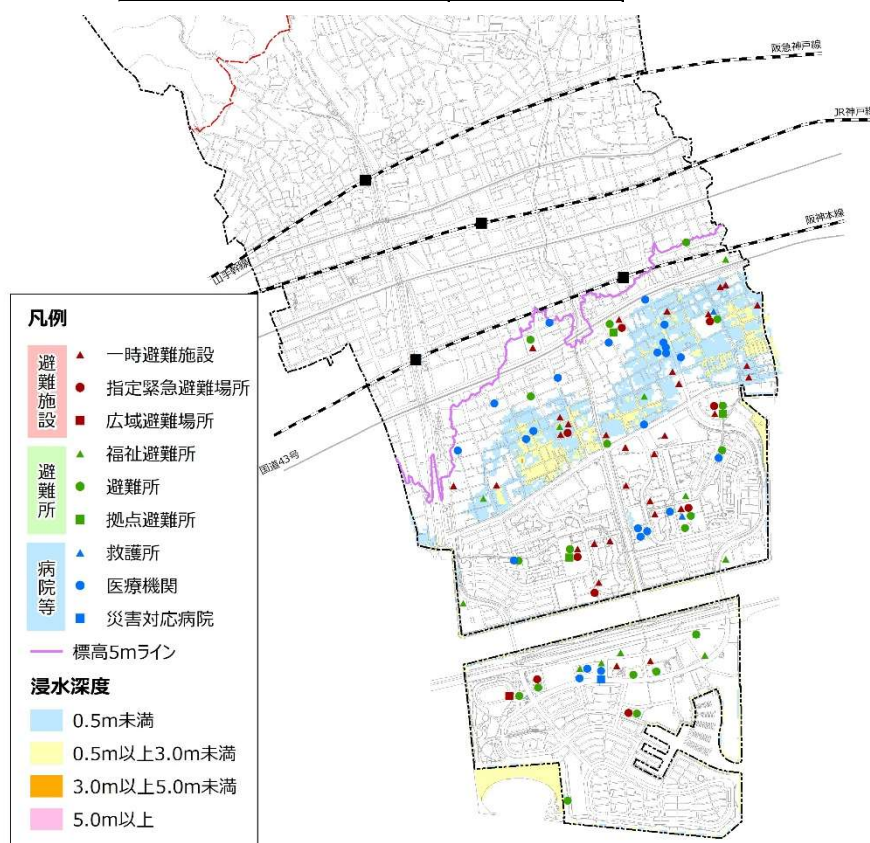
図 - 内水浸水想定区域と避難施設等の重ね合わせ

④ 津波が発生した場合に避難する必要がある標高5m以南に立地する避難施設等の分布状況

津波が発生した場合に避難する必要がある標高5m以南に立地する避難施設等は104施設あり、病院等が27施設、避難場所が42施設、避難所が35施設立地しています。

表 - 浸水想定区域内の施設数

施設分類		標高5mライン 以南の施設数	全施設数
避難場所	一時避難施設	32	42
	指定緊急避難場所	9	16
	広域避難場所	1	5
避難所	福祉避難所	12	18
	避難所	20	47
	拠点避難所	3	6
病院等	救護所	2	5
	市内医療機関	24	164
	災害対応病院	1	3
重複を除いた合計施設数		79	



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 津波浸水想定区域と避難施設等の重ね合わせ

⑤ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内に立地する避難施設等の分布状況

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に立地する避難施設等の分布状況をみると、避難場所が3施設、避難所が2施設、病院等が5施設、土砂災害警戒区域に立地しています。なお、土砂災害特別警戒区域内に立地する施設はありません。

表 - 土砂災害警戒区域内の施設数

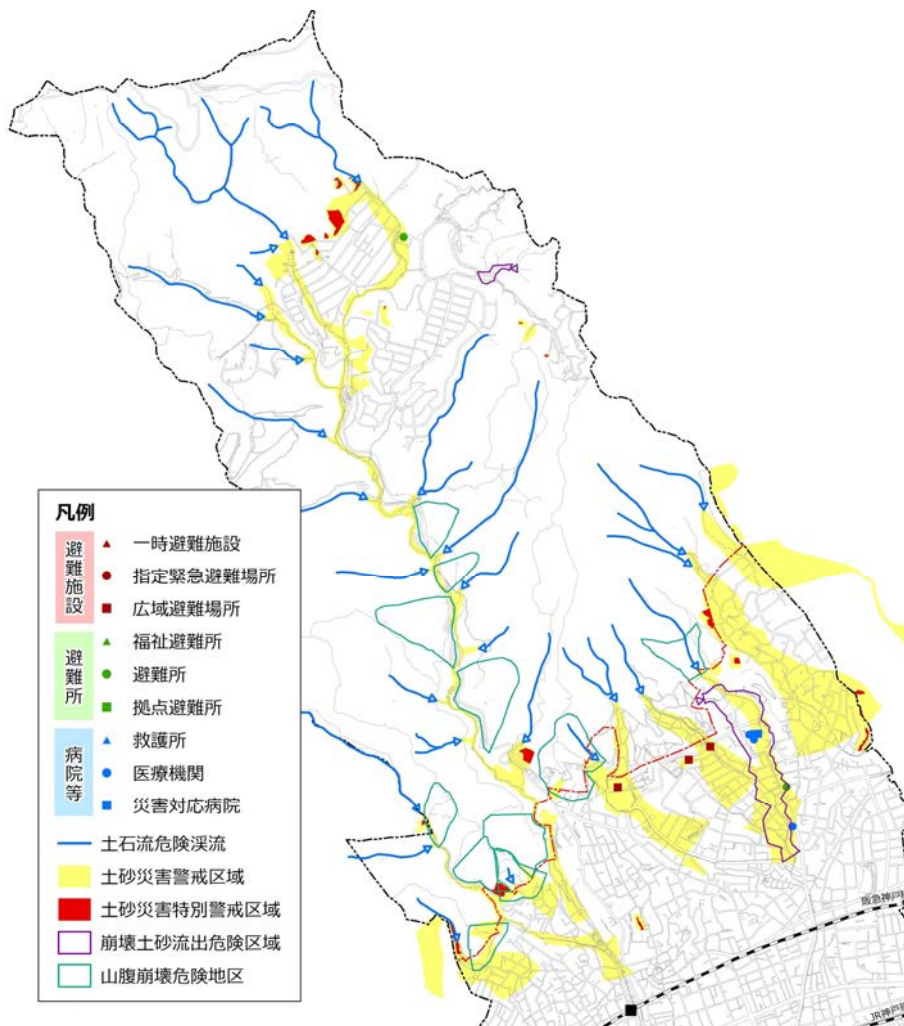
施設分類		土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	区域外	全施設数
避難場所	一時避難施設	0	0	42	42
	指定緊急避難場所	0	0	16	16
	広域避難場所	3	0	2	5
避難所	福祉避難所	0	0	18	18
	避難所	2	0	46	47
	拠点避難所	0	0	6	6
病院等	救護所	0	0	5	5
	市内医療機関	4	0	161	164
	災害対応病院	1	0	2	3
重複を除いた合計施設数		9	0		

⑥ 崩壊土砂流出危険区域・山腹崩壊危険地区内に立地する避難施設等の分布状況

崩壊土砂流出危険区域・山腹崩壊危険地区と立地する避難施設等の分布状況をみると、避難所が1施設、病院等が4施設、崩壊土砂流出危険区域に立地しています。なお、山腹崩壊危険地区に立地する施設はありません。

表 - 崩壊土砂流出危険区域の施設数

施設分類		崩壊土砂 流出危険 区域	山腹崩壊 危険地区	区域外	全施設数
避難場所	一時避難施設	0	0	42	42
	指定緊急避難場所	0	0	16	16
	広域避難場所	0	0	5	5
避難所	福祉避難所	0	0	18	18
	避難所	1	0	47	47
	拠点避難所	0	0	6	6
病院等	救護所	0	0	5	5
	市内医療機関	3	0	162	164
	災害対応病院	1	0	2	3
重複を除いた合計施設数		4	0		



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 土砂災害警戒区域・特別警戒区域と避難施設等の重ね合わせ

## (5) 災害リスク×要配慮者利用施設の分布状況

要配慮者利用施設とは、水防法や土砂災害防止法に基づき、災害時に自力で避難することが難しい高齢者、障害者、乳幼児などが利用するため、特に避難確保計画の作成が義務付けられている施設のことです。

これらの施設が土砂災害警戒区域などに位置する場合、施設の管理者や所有者は、利用者の安全を確保するための避難確保計画を作成し、市町村長に報告する義務があります。

ここでは、芦屋市内に立地する要配慮者利用施設について、下表のように区分し、災害ごとに施設の被災リスクを整理します。

表 - 芦屋市内に立地する要配慮者利用施設の種類の種類

区分	要配慮者利用施設の種類の種類
学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）
子育て施設	認可保育所、小規模事業所、幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、 障がい児通所支援事業
病院	病院、診療所、助産所
高齢者福祉施設	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 有料老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム(ケアハウス)、 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、 通所介護(第一号通所事業を含む)、地域密着型通所介護(第一号通所事業含 む)、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、 第一号通所事業、小規模多機能型居宅介護、老人福祉施設、 地域密着型介護
障害者福祉施設	生活介護、自立訓練、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、 共同生活援助、短期入所、地域活動センターⅠ型、地域活動センターⅢ 型、障害者福祉施設

資料:芦屋市資料

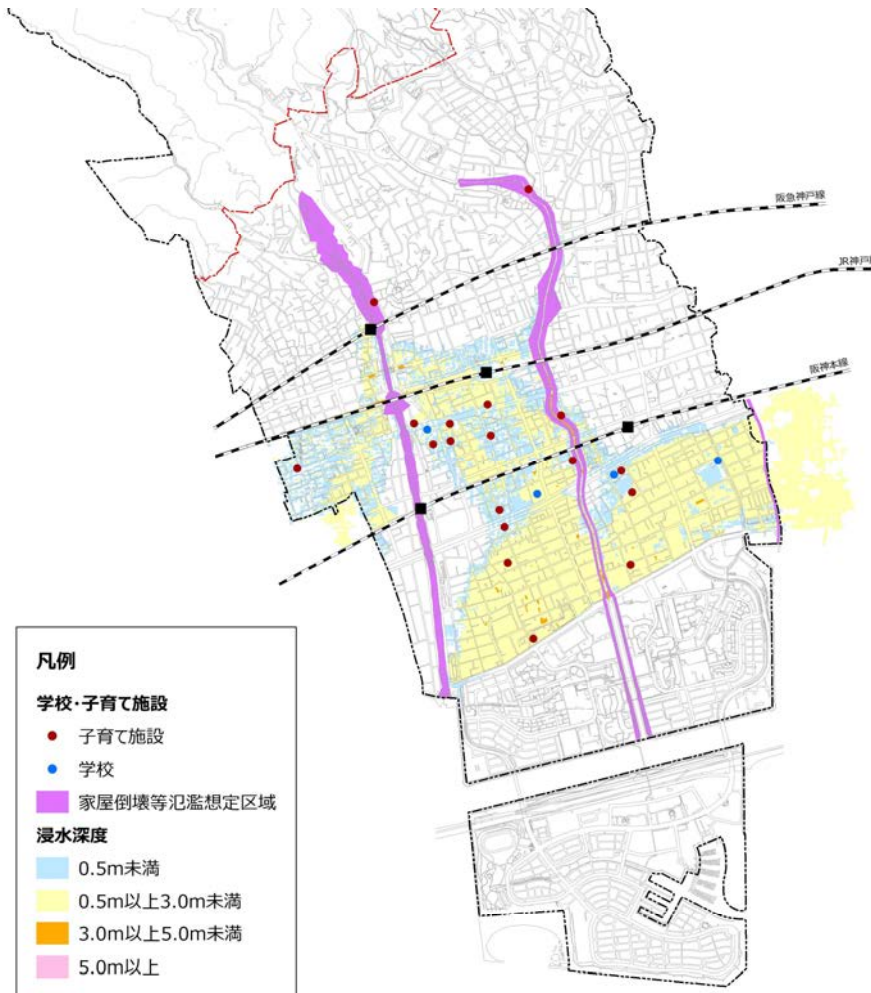
① 洪水が発生した場合に浸水する要配慮者利用施設

[学校・子育て施設]

洪水が発生した場合に浸水する学校・子育て施設の立地状況をみると、0.5m未満の浸水が想定される施設が17施設、0.5m以上3.0m未満の浸水が想定される施設が5施設立地しています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域には、子育て施設が3施設立地しています。

表 - 洪水想定浸水区域内の学校・子育て施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数			全施設数
	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	計	
学校	3	1	4	19
子育て施設	14	4	18	54



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

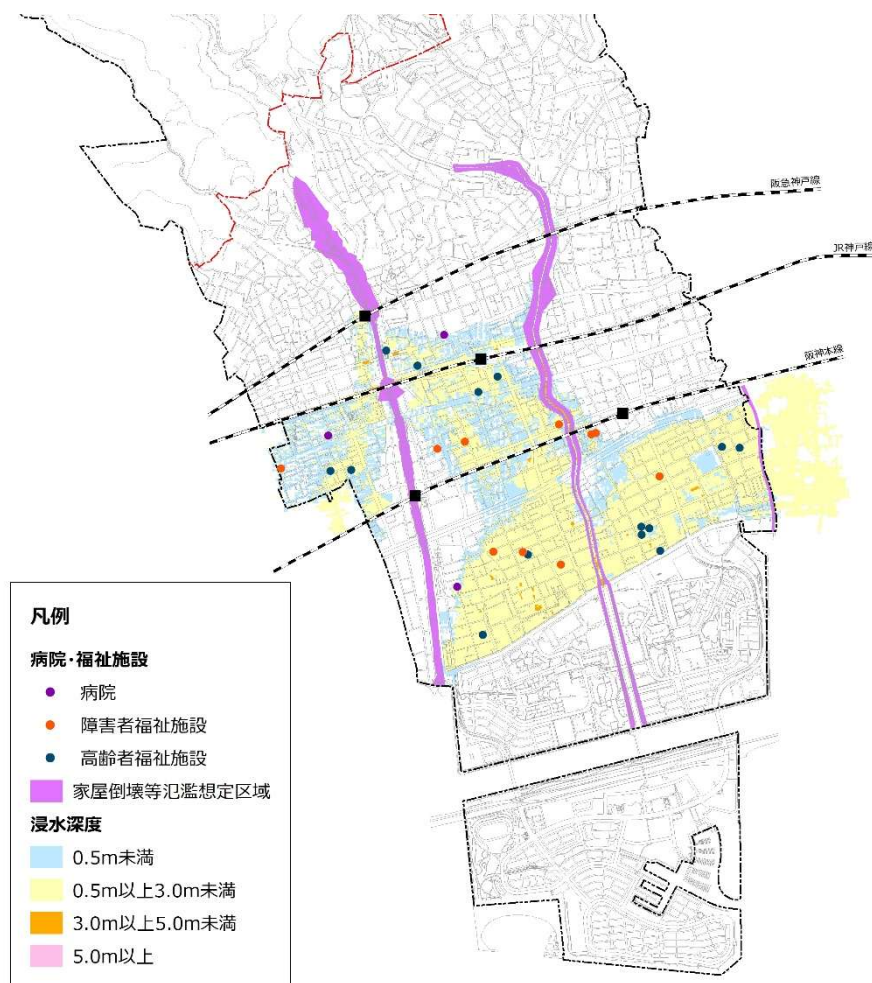
図 - 洪水浸水想定区域と要配慮者利用施設（学校・子育て施設）の重ね合わせ

### [病院・福祉施設]

洪水が発生した場合に浸水する病院・福祉施設の立地状況をみると、0.5m未滿の浸水が想定される施設が7施設、0.5m以上3.0m未滿の浸水が想定される施設が20施設立地しています。また、家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する病院・福祉施設はありません。

表 - 洪水想定浸水区域内の病院・福祉施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数			全施設数
	0.5m未滿	0.5m以上 3.0m未滿	計	
病院・診療所	3	0	3	7
高齢者福祉施設	2	12	14	51
障害者福祉施設	2	8	10	21



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 洪水浸水想定区域と要配慮者利用施設（病院・福祉施設）の重ね合わせ

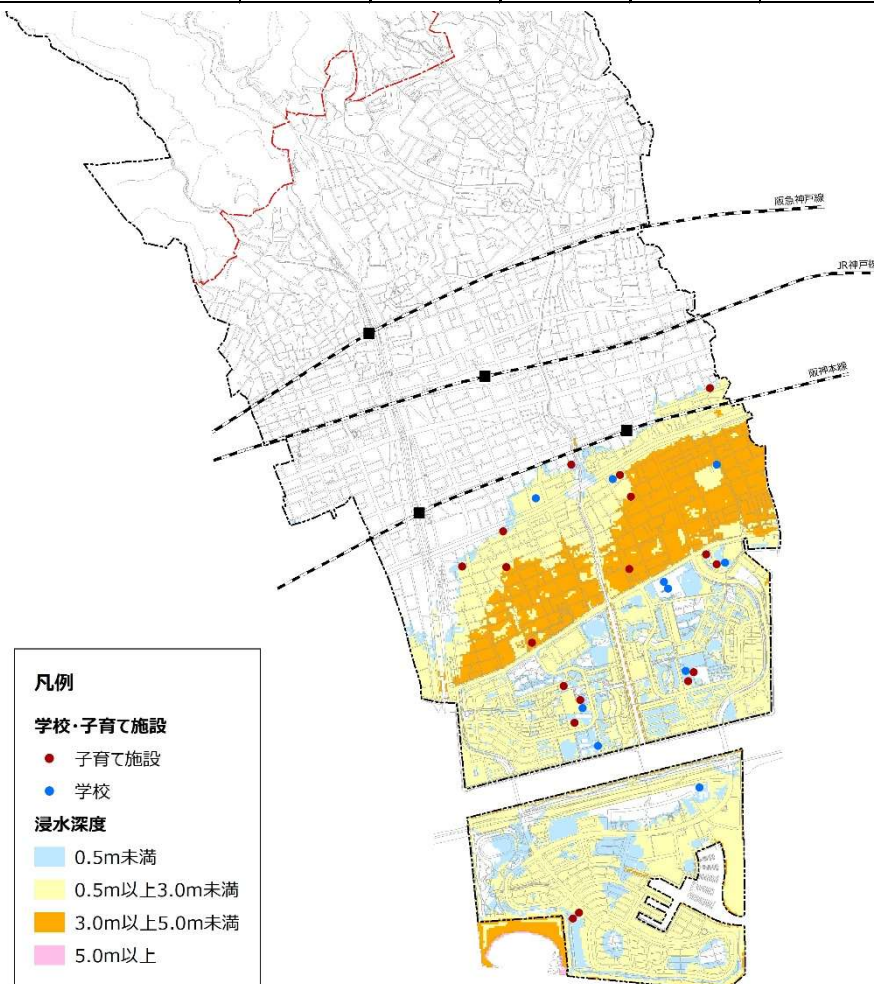
② 高潮が発生した場合に浸水する要配慮者利用施設

[学校・子育て施設]

高潮が発生した場合に浸水する学校・子育て施設の立地状況をみると、0.5m未満の浸水が想定される施設が12施設、0.5m以上3.0m未満の浸水が想定される施設が14施設、3.0m以上の浸水が想定される施設が2施設立地しています。

表 - 高潮想定浸水区域内の学校・子育て施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数				全施設数
	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	3.0m以上	計	
学校	3	7	0	10	19
子育て施設	9	7	2	18	54



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

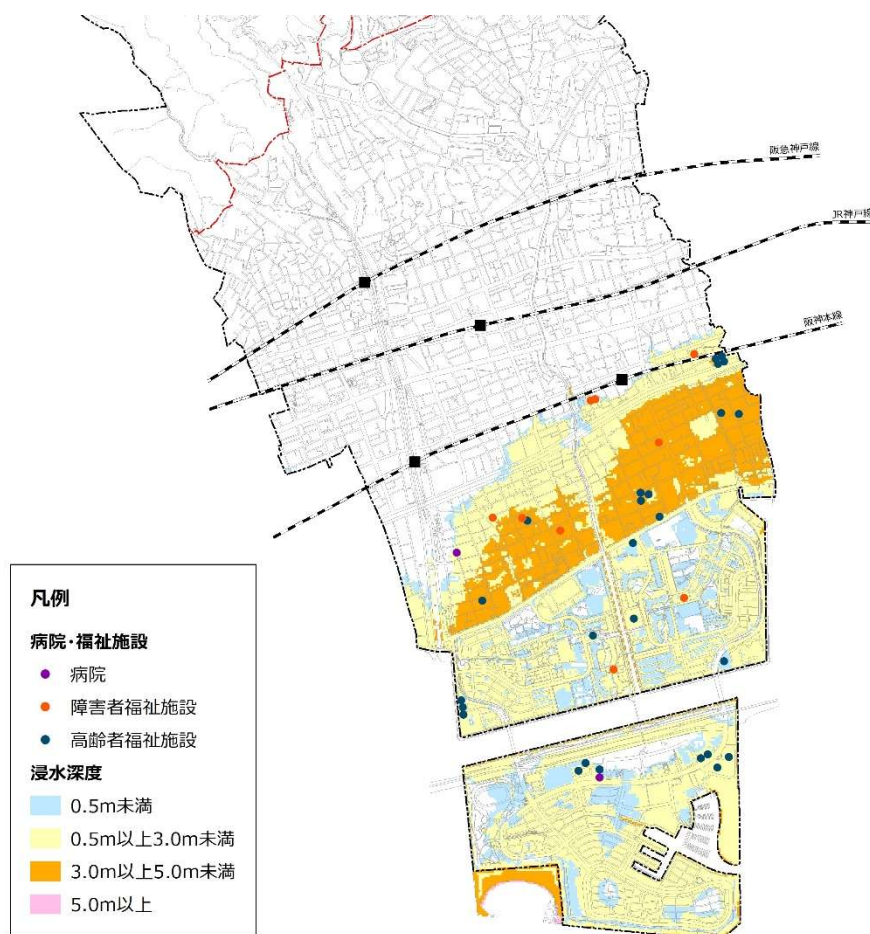
図 - 高潮浸水想定区域と要配慮者利用施設（学校・子育て施設）の重ね合わせ

### [病院・福祉施設]

高潮が発生した場合に浸水する病院・福祉施設等の立地状況をみると、0.5m未滿の浸水が想定される施設が7施設、0.5m以上3.0m未滿の浸水が想定される施設が18施設、3.0m以上の浸水が想定される施設が12施設立地しています。

表 - 高潮想定浸水区域内の病院・福祉施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数				全施設数
	0.5m未滿	0.5m以上 3.0m未滿	3.0m以上	計	
病院・診療所	1	1	0	2	7
高齢者福祉施設	4	13	9	26	51
障害者福祉施設	2	4	3	9	21



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 高潮浸水想定区域と要配慮者利用施設（病院・福祉施設）の重ね合わせ

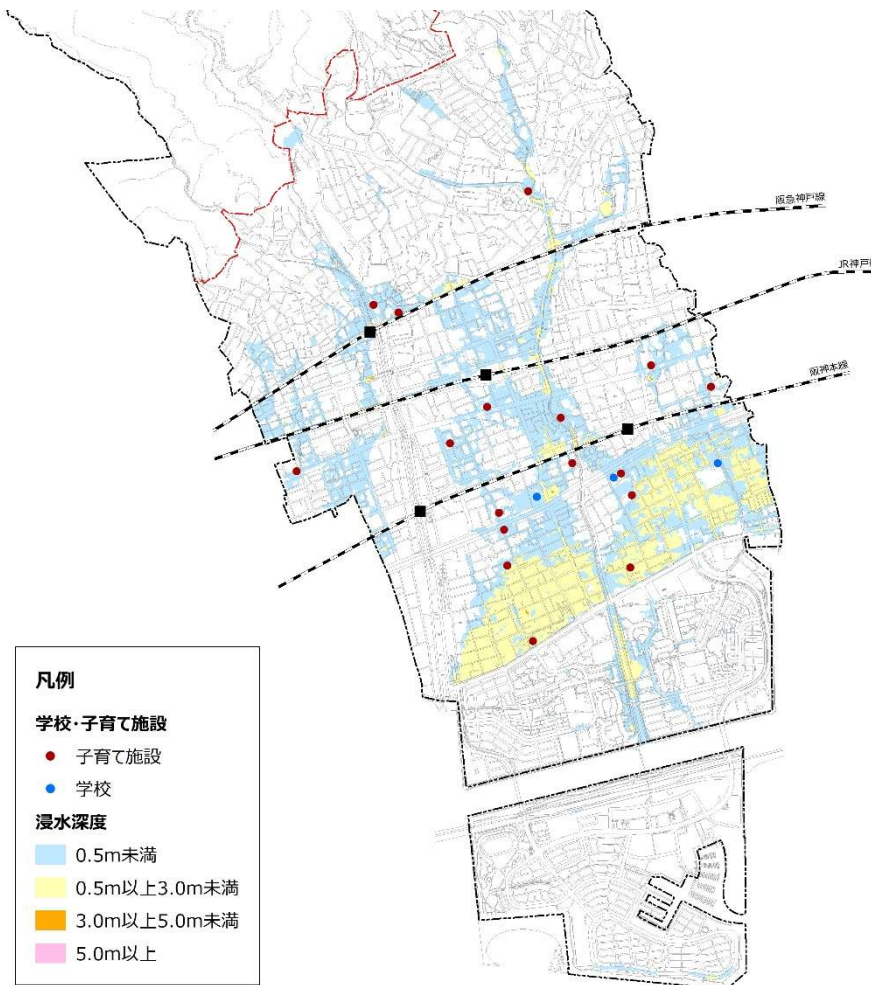
### ③ 内水が発生した場合に浸水する要配慮者利用施設

#### [学校・子育て施設]

内水氾濫が発生した場合に浸水する学校・子育て施設の立地状況をみると、0.5m未満の浸水が想定される施設が17施設、0.5m以上3.0m未満の浸水が想定される施設が4施設立地しています。

表 - 内水想定浸水区域内の学校・子育て施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数			全施設数
	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	計	
学校	3	1	4	19
子育て施設	14	3	17	54



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

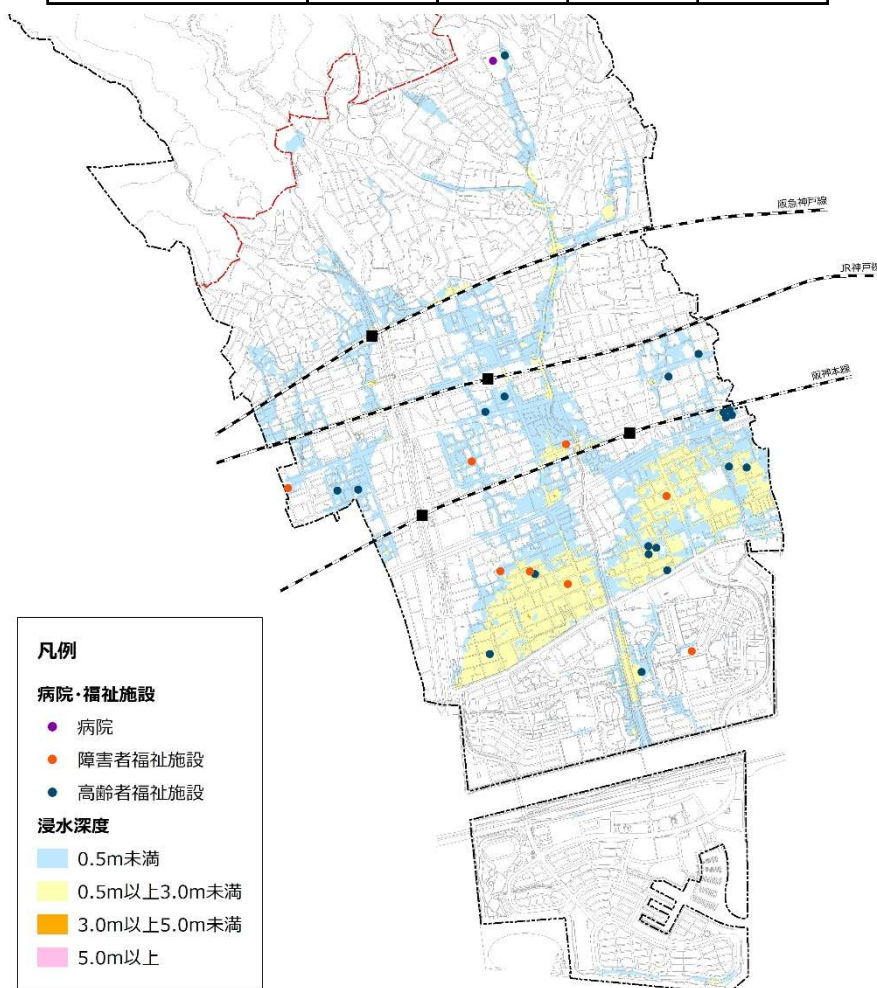
図 - 内水浸水想定区域と要配慮者利用施設（学校・子育て施設）の重ね合わせ

### [病院・福祉施設]

内水氾濫が発生した場合に浸水する病院・福祉施設の立地状況をみると、0.5m未満の浸水が想定される施設が16施設、0.5m以上3.0m未満の浸水が想定される施設が13施設立地しています。

表 - 内水想定浸水区域内の病院・福祉施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数			全施設数
	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	計	
病院・診療所	1	0	1	7
高齢者福祉施設	11	9	20	51
障害者福祉施設	4	4	8	21



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 内水浸水想定区域と要配慮者利用施設（病院・福祉施設）の重ね合わせ

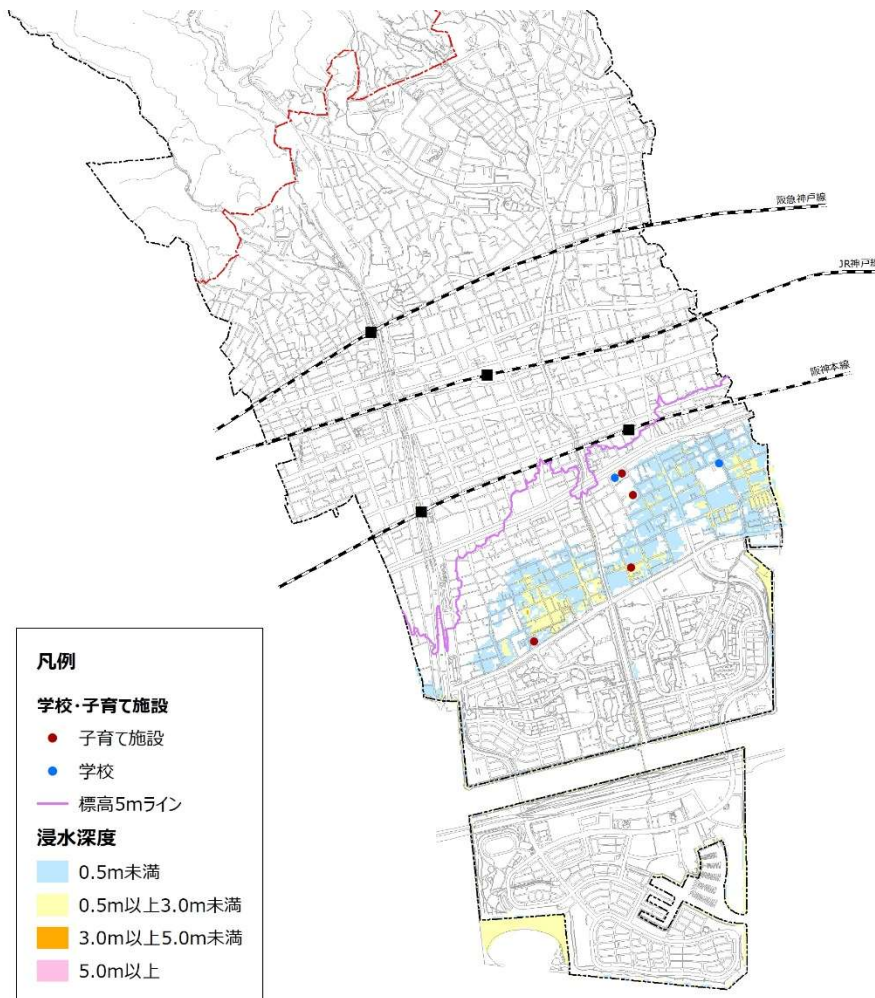
④ 南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合に浸水する要配慮者利用施設

[学校・子育て施設]

南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合に浸水する学校・子育て施設の立地状況を見ると、0.5m未満の浸水が想定される施設が5施設、0.5m以上3.0m未満の浸水が想定される施設が1施設立地しています。

表 - 津波浸水想定区域内の学校・子育て施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数			全施設数
	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	計	
学校	2	0	2	19
子育て施設	3	1	4	54



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

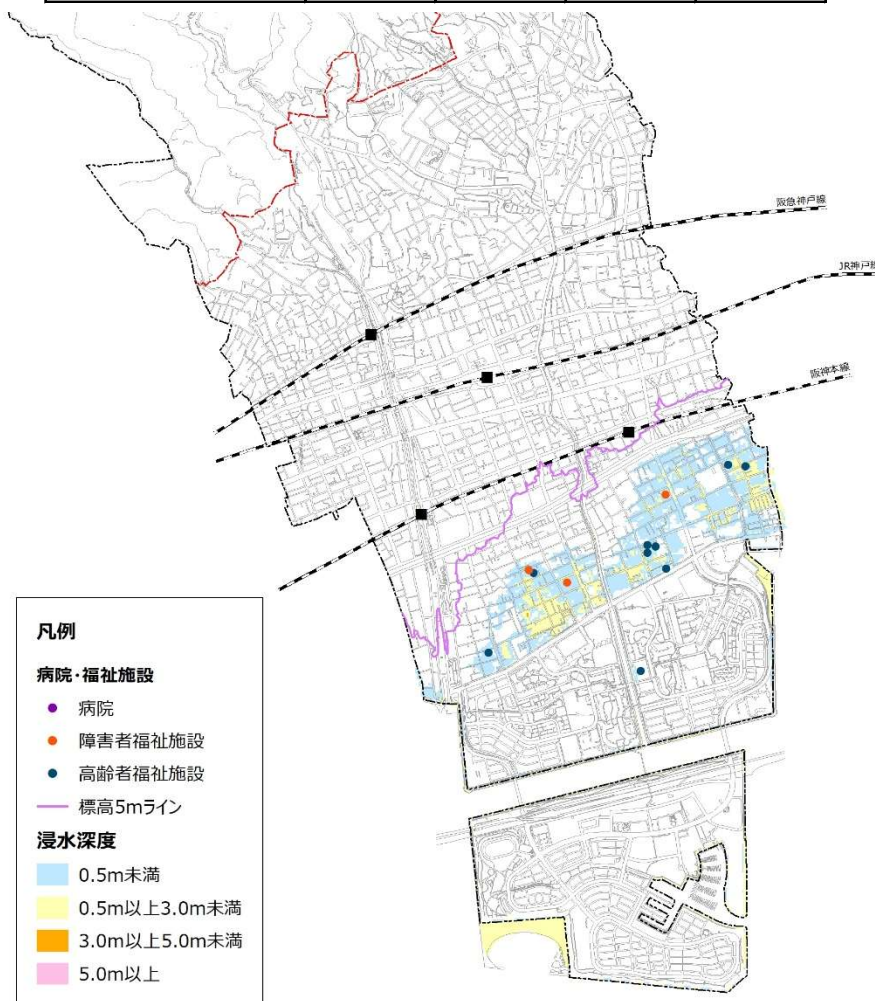
図 - 津波浸水想定区域と要配慮者利用施設（学校・子育て施設）の重ね合わせ

### [病院・福祉施設]

南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合に浸水する病院・福祉施設の立地状況をみると、0.5m未滿の浸水が想定される施設が11施設、0.5m以上3.0m未滿の浸水が想定される施設が1施設立地しています。

表 - 津波浸水想定区域内の病院・福祉施設数

施設分類	浸水想定区域内施設数			全施設数
	0.5m未滿	0.5m以上 3.0m未滿	計	
病院・診療所	0	0	0	7
高齢者福祉施設	8	1	9	51
障害者福祉施設	3	0	3	21



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和6年 芦屋市地域防災計画

図 - 津波浸水想定区域と要配慮者利用施設（病院・福祉施設）の重ね合わせ

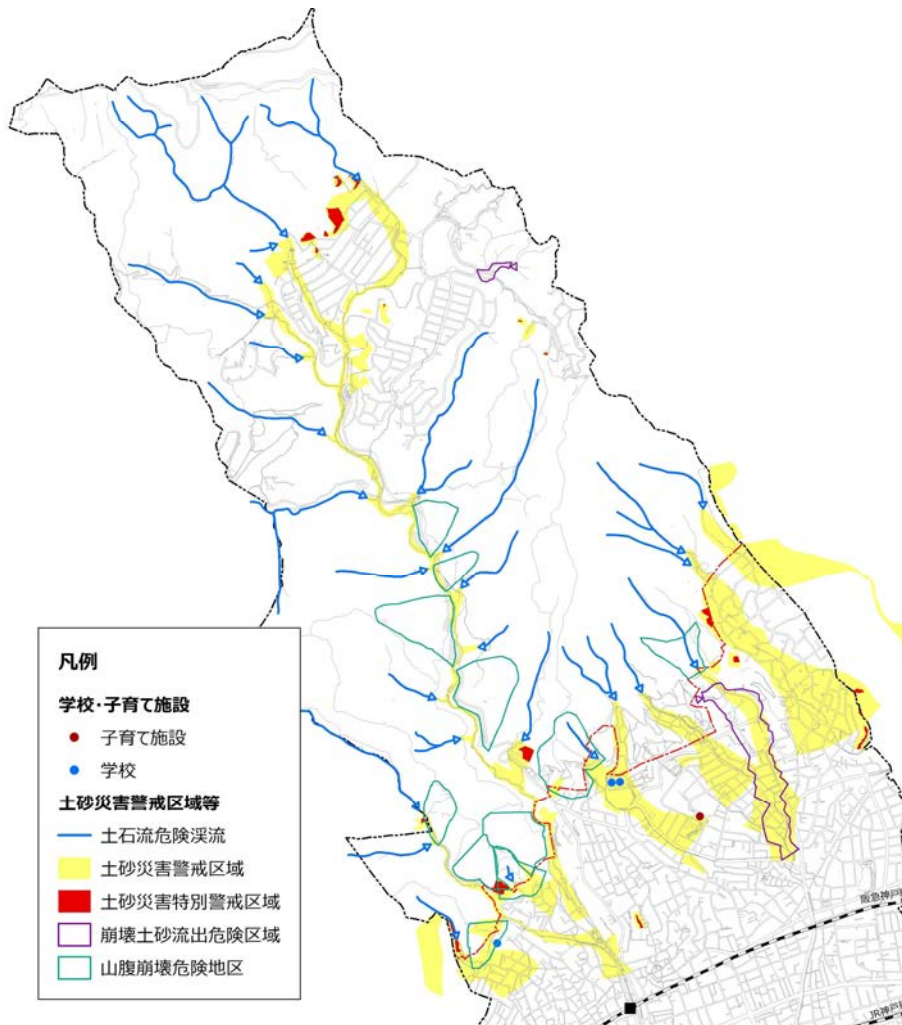
⑤ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域と要配慮者利用施設の立地状況

[学校・子育て施設]

土砂災害警戒区域・特別警戒区域に立地する学校・子育て施設の分布状況をみると、子育て施設 1 施設、学校 3 施設が土砂災害警戒区域に立地しています。なお、土砂災害特別警戒区域に立地する施設はありません。

表 - 土砂災害警戒区域等の学校・子育て施設数

施設分類	土砂災害			全施設数
	警戒区域	特別警戒区域	計	
学校	3	0	3	19
子育て施設	1	0	1	54



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和 6 年 芦屋市地域防災計画

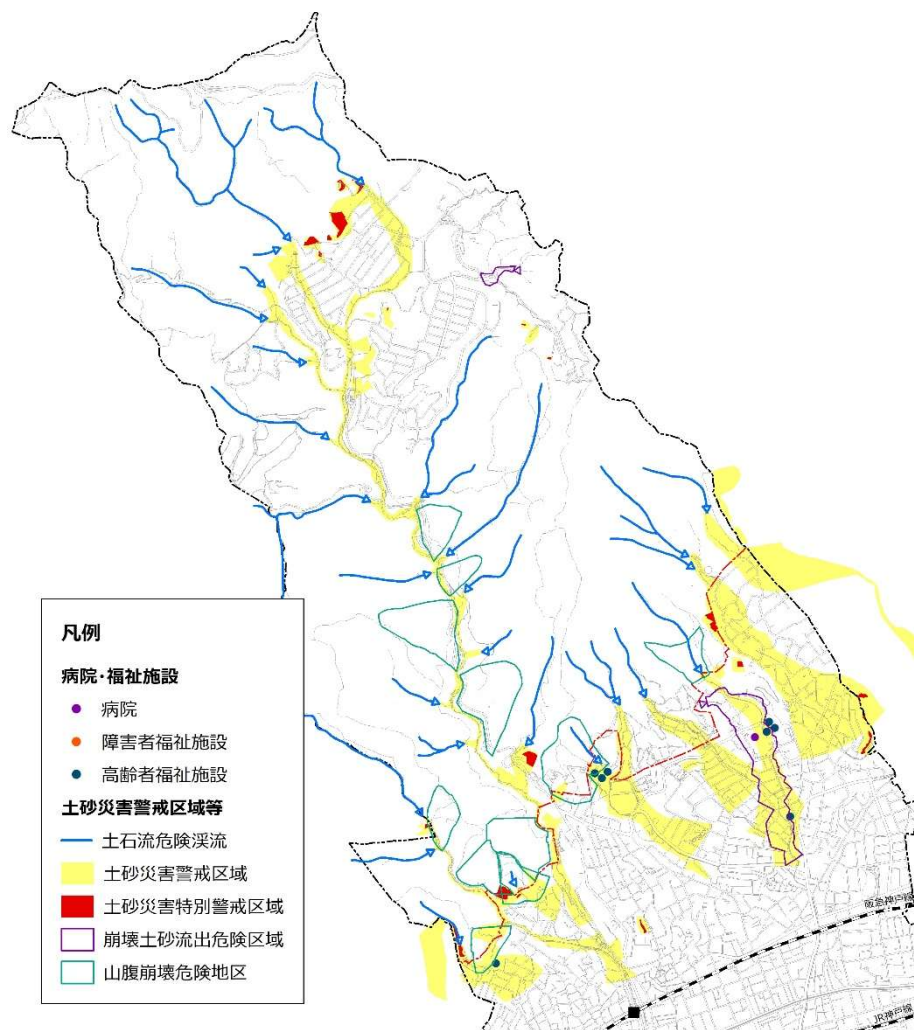
図 - 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設（学校・子育て施設）の重ね合わせ

### [病院・福祉施設]

土砂災害警戒区域・特別警戒区域内に立地する病院・福祉施設の分布状況をみると、高齢者福祉施設 8 施設、病院・診療所 1 施設が土砂災害警戒区域に立地しています。なお、土砂災害特別警戒区域に立地する施設はありません。

表 - 土砂災害警戒区域等の病院・福祉施設数

施設分類	土砂災害			全施設数
	警戒区域	特別警戒区域	計	
病院・診療所	1	0	1	7
高齢者福祉施設	8	0	8	51
障害者福祉施設	0	0	0	21



資料：兵庫県オープンデータ 2023  
令和 6 年 芦屋市地域防災計画

図 - 土砂災害警戒区域等と要配慮者利用施設（病院・福祉施設）の重ね合わせ

## (6) 災害リスク×居住用の建物の立地状況

### ① 洪水が発生した場合に浸水する住宅の棟数

#### [浸水深]

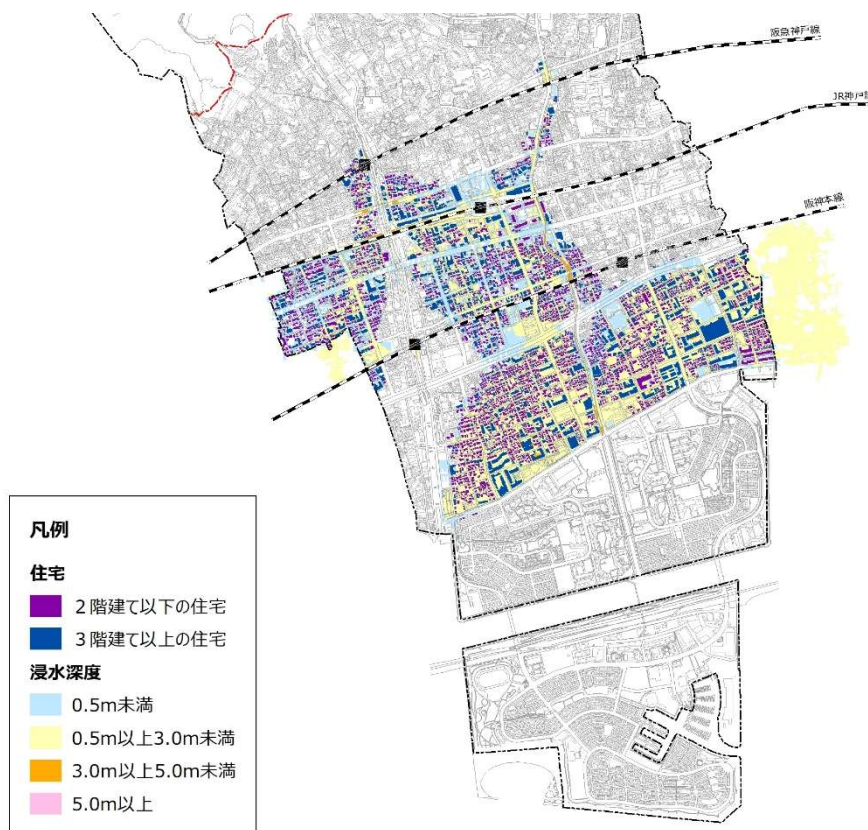
洪水が発生した場合に浸水する住宅の立地状況を見ると、0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定される住宅が 4,134 棟あり、そのうち垂直避難が困難となる平屋住宅が 234 棟あります。

また、3.0m 以上 5.0m 未満の浸水が想定される住宅が 30 棟あり、そのうち垂直避難が困難となる平屋住宅が 1 棟、2 階建ての住宅が 8 棟あります。

表 - 想定浸水区域内の住宅数

住宅の階数	浸水想定区域内棟数			合計
	0.5m未満	0.5m~3.0m 未満	3.0m~5.0m 未満	
平屋住宅	75	234	1	310
2階建ての住宅	585	2,619	8	3,212
3階建て以上の住宅	304	1,281	21	1,606
合計	964	4,134	30	5,128

は、洪水により想定される浸水深に対し、住宅の階数が低く、垂直避難が困難な住宅



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

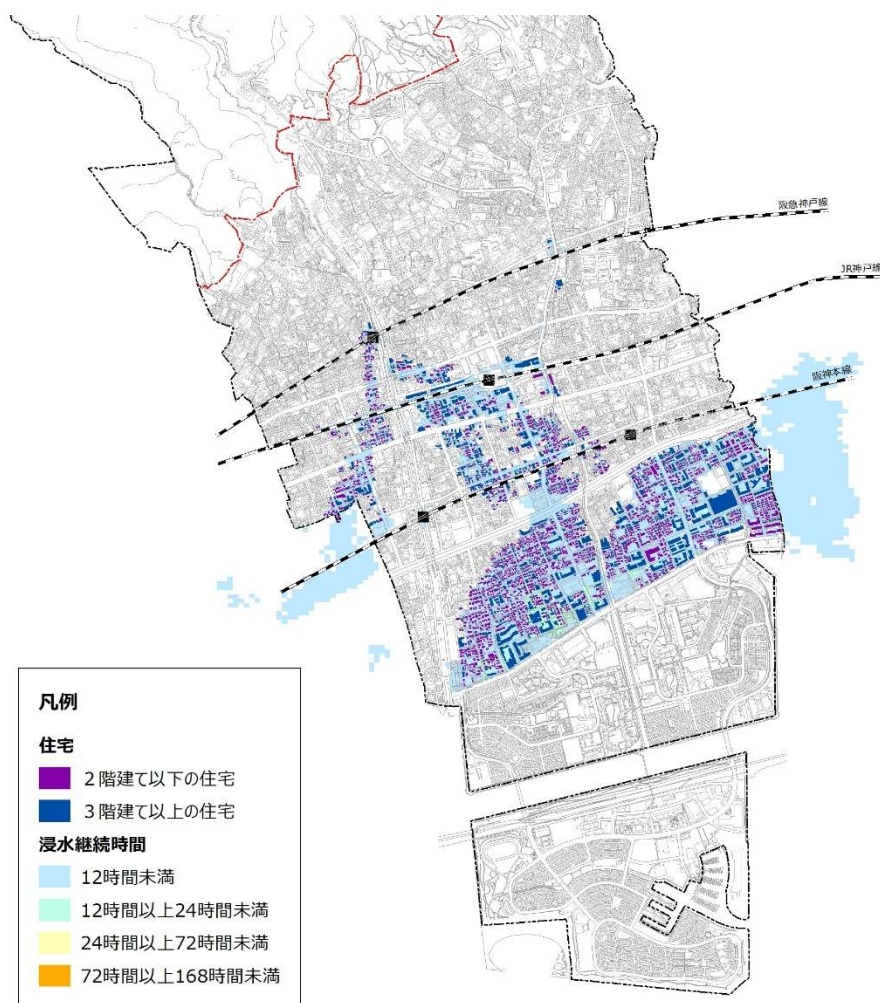
図 - 洪水浸水想定区域×住宅の立地状況

### [浸水継続時間]

洪水が発生した場合の浸水継続時間と住宅の立地状況をみると、24 時間以上の浸水が想定される住宅はありません。

表 - 想定浸水区域内の住宅数

住宅の階数	浸水想定区域内棟数		合計
	12時間未満	12時間以上 24時間未満	
平屋住宅	193	11	204
2階建ての住宅	2,185	103	2,288
3階建て以上の住宅	1,037	52	1,089
合計	3,415	166	3,581



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 洪水浸水継続時間 (0.5m 以上の浸水) × 住宅の立地状況

② 高潮が発生した場合に浸水する住宅の棟数

[浸水深]

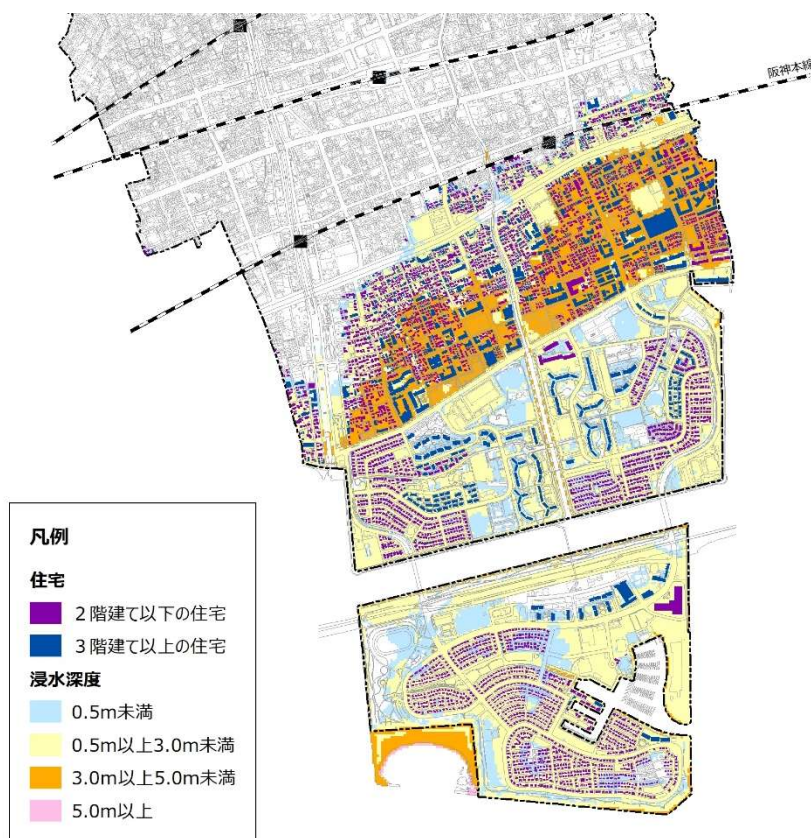
高潮が発生した場合に浸水する住宅の立地状況を見ると、0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定される住宅が 3,344 棟あり、そのうち垂直避難が困難となる平屋住宅が 110 棟あります。

また、3.0m 以上 5.0m 未満の浸水が想定される住宅が 1,658 棟あり、そのうち垂直避難が困難となる平屋住宅が 91 棟、2 階建ての住宅が 1,116 棟あります。

表 - 想定浸水区域内の住宅数

住宅の階数	浸水想定区域内棟数			合計
	0.5m未満	0.5m~3.0m 未満	3.0m~5.0m 未満	
平屋住宅	11	110	91	212
2階建ての住宅	653	2,533	1,116	4,302
3階建て以上の住宅	163	701	451	1,315
合計	827	3,344	1,658	5,829

 は、高潮により想定される浸水深に対し、住宅の階数が低く、垂直避難が困難な住宅



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

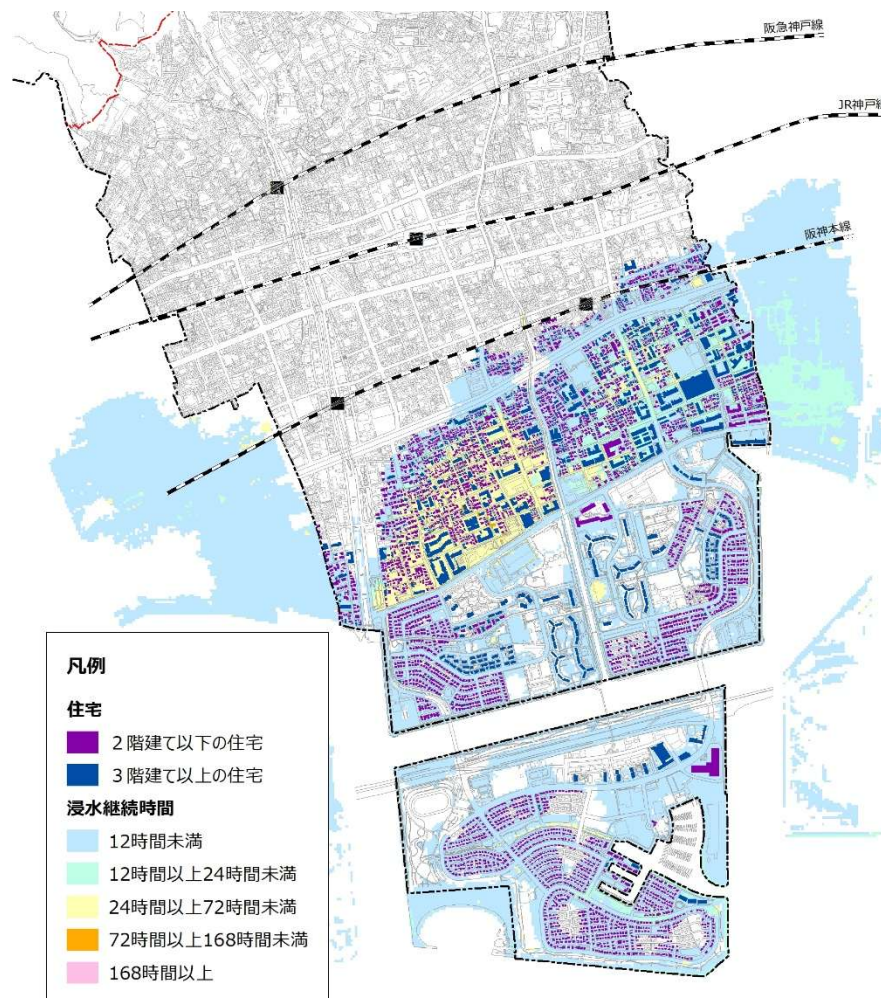
図 - 高潮浸水想定区域×住宅の立地状況

**[浸水継続時間]**

高潮が発生した場合の浸水継続時間と住宅の立地状況をみると、24 時間以上 72 時間未満の浸水が想定される建物が 1,055 棟、72 時間以上 168 時間未満の浸水が想定される建物が 8 棟あります。

表 - 想定浸水区域内の住宅数

住宅の階数	浸水想定区域内棟数				合計
	12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 72時間未満	72時間以上 168時間未満	
平屋住宅	100	52	54	0	206
2階建ての住宅	2,495	693	753	3	3,941
3階建て以上の住宅	676	257	248	5	1,181
合計	3,271	1,002	1,055	8	5,328



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 高潮浸水継続時間（0.5m 以上の浸水）×住宅の立地状況

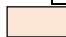
### ③ 内水が発生した場合に浸水する住宅の棟数

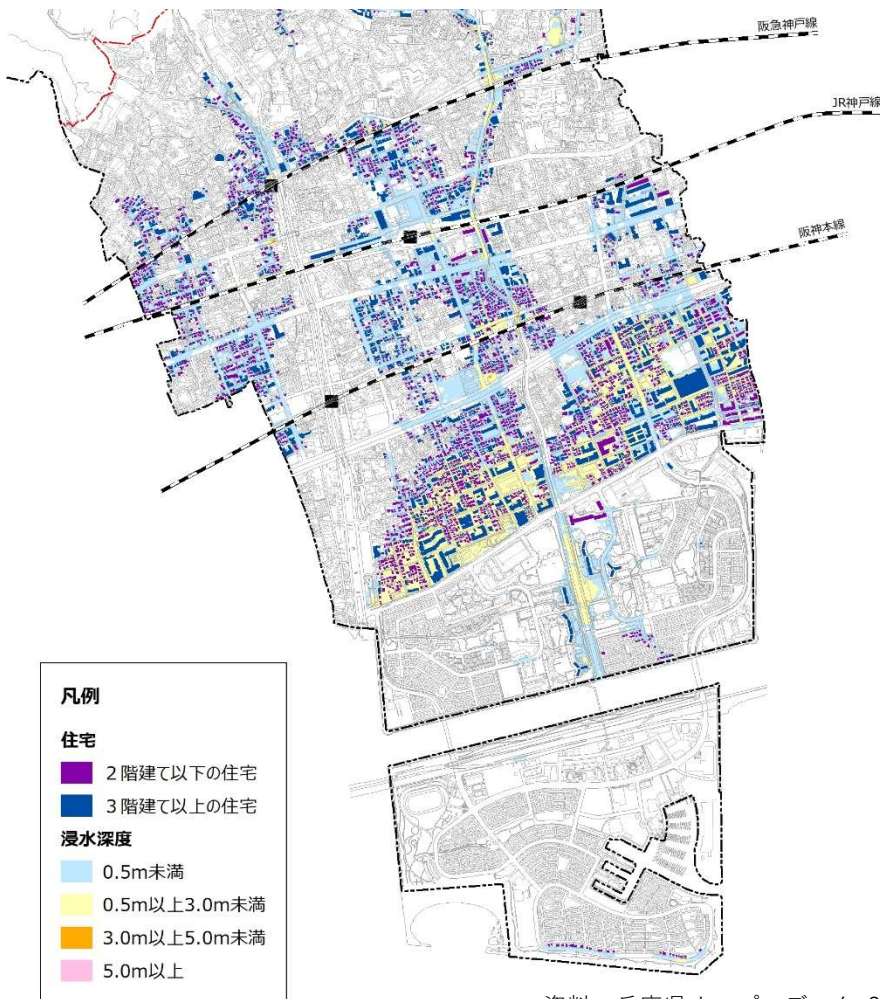
内水が発生した場合に浸水する住宅の立地状況を見ると、0.5m 以上 3.0m 未満の浸水が想定される住宅が 1,718 棟あり、そのうち垂直避難が困難となる平屋住宅が 102 棟あります。

また、3.0m 以上 5.0m 未満の浸水が想定される住宅が 2 棟あり、そのうち垂直避難が困難となる 2 階建ての住宅が 1 棟あります。

表 - 想定浸水区域内の住宅数

住宅の階数	浸水想定区域内棟数			合計
	0.5m未満	0.5m~3.0m 未満	3.0m~5.0m 未満	
平屋住宅	177	<b>102</b>	<b>0</b>	279
2階建ての住宅	1,968	1,128	<b>1</b>	3,097
3階建て以上の住宅	1,128	488	1	1,617
合計	3,273	1,718	2	4,993

 は、内水により想定される浸水深に対し、住宅の階数が低く、垂直避難が困難な住宅

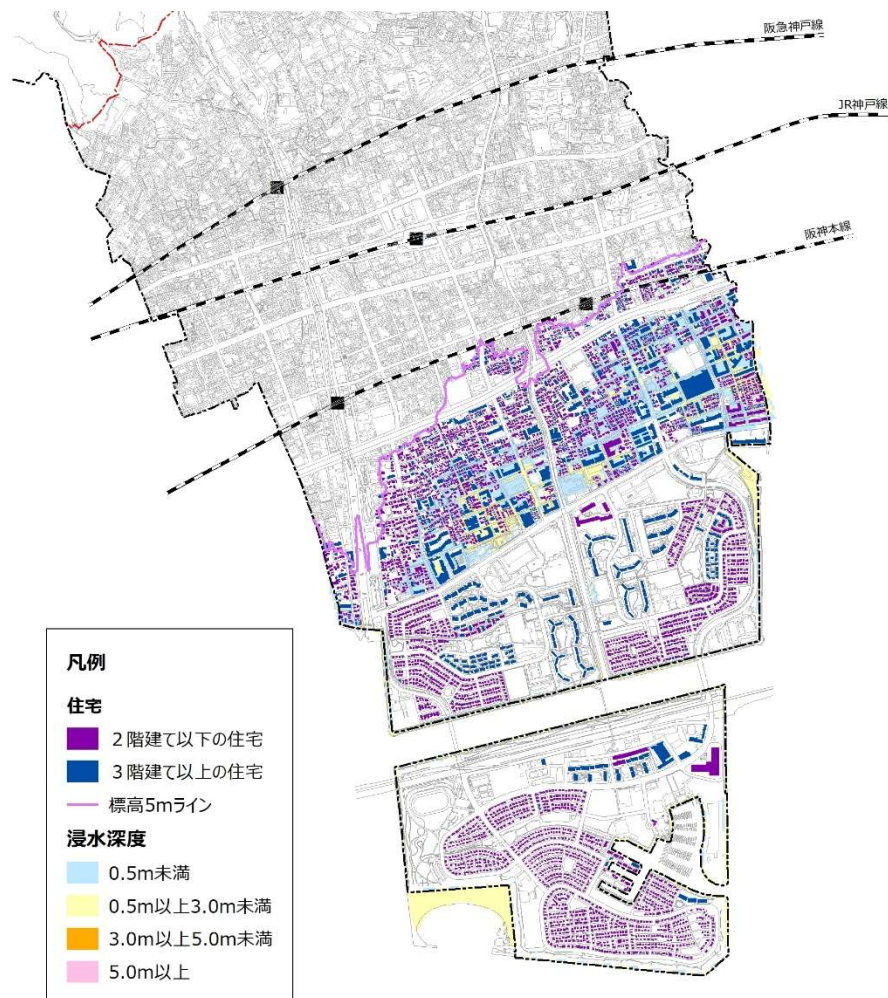


資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 内水浸水想定区域×住宅の立地状況

#### ④ 南海トラフ巨大地震発生時に津波からの避難が必要な住宅の棟数

南海トラフ巨大地震による津波が発生した場合に避難が必要となる標高 5m ラインより南に立地する住宅は、5,854 棟あります。



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

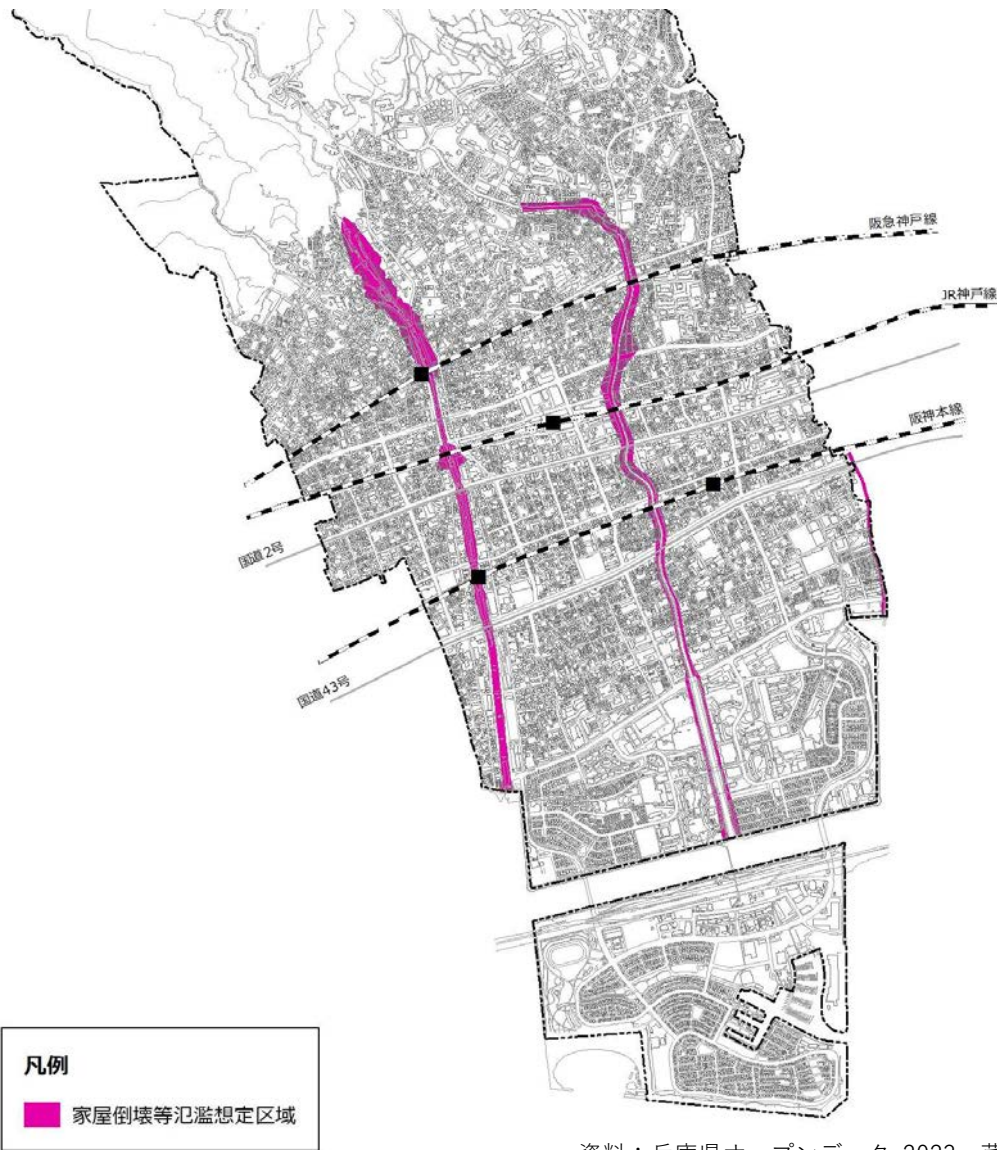
図 - 津波浸水想定区域×住宅の立地状況

⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域に該当する住宅の棟数

芦屋川沿いで 99 棟、宮川沿いで 299 棟、堀切川沿いで 27 棟、計 425 棟の住宅が家屋倒壊等氾濫想定区域内に存在します。

表 - 家屋倒壊等氾濫想定区域内の住宅数

河川名	芦屋川	宮川	堀切川	合計
家屋倒壊等氾濫想定区域に 該当する住宅数（棟）	99	299	27	425



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

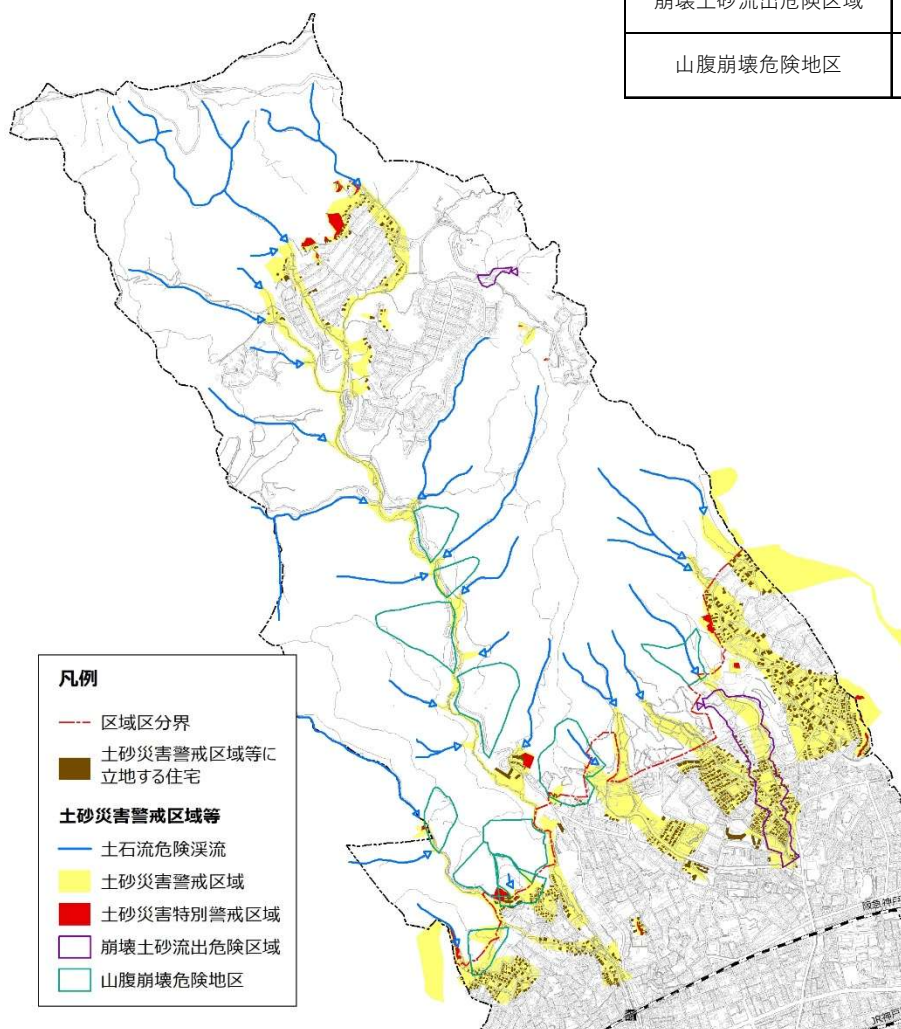
図 - 家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅の立地状況

### ⑥ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域に立地する住宅の棟数

土砂災害警戒区域・特別警戒区域内に立地する住宅の分布状況をみると、土砂災害特別警戒区域に 21 棟、土砂災害警戒区域に 1,130 棟立地しています。また、崩壊土砂流出危険区域内に 161 棟、山腹崩壊危険地区に 43 棟立地しています。

表 - 土砂災害の被害が想定される住宅棟数

	建物棟数
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	21
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	1,130
崩壊土砂流出危険区域	161
山腹崩壊危険地区	43



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

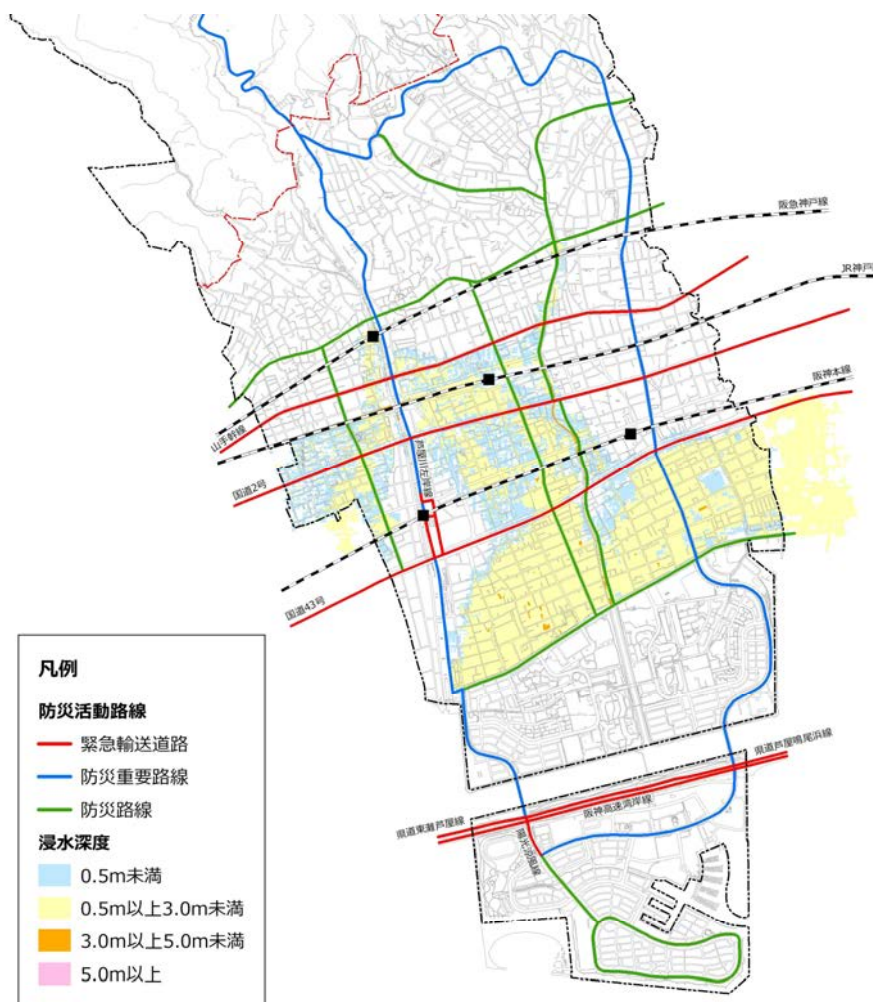
図 - 土砂災害警戒区域等×住宅の立地状況

## (7) 災害リスク×緊急輸送道路

### ① 洪水時の緊急輸送道路の浸水状況

洪水が発生した場合、国道2号、国道43号、山手幹線、芦屋川左岸線の浸水が想定され、緊急輸送道路のうち浸水する路線の総延長が約3,670m、車両の通行に支障が出始める0.5m以上の浸水も合計で約870mに及びます。特に山手幹線では、3.0m以上の非常に深い浸水が約74mの区間で予測されており、通行が困難になる恐れがあります。国道2号や43号も広範囲で浸水し、緊急輸送に大きな影響が出るのが懸念されます。

なお、いずれの緊急輸送道路も浸水継続時間は12時間未満となっています。

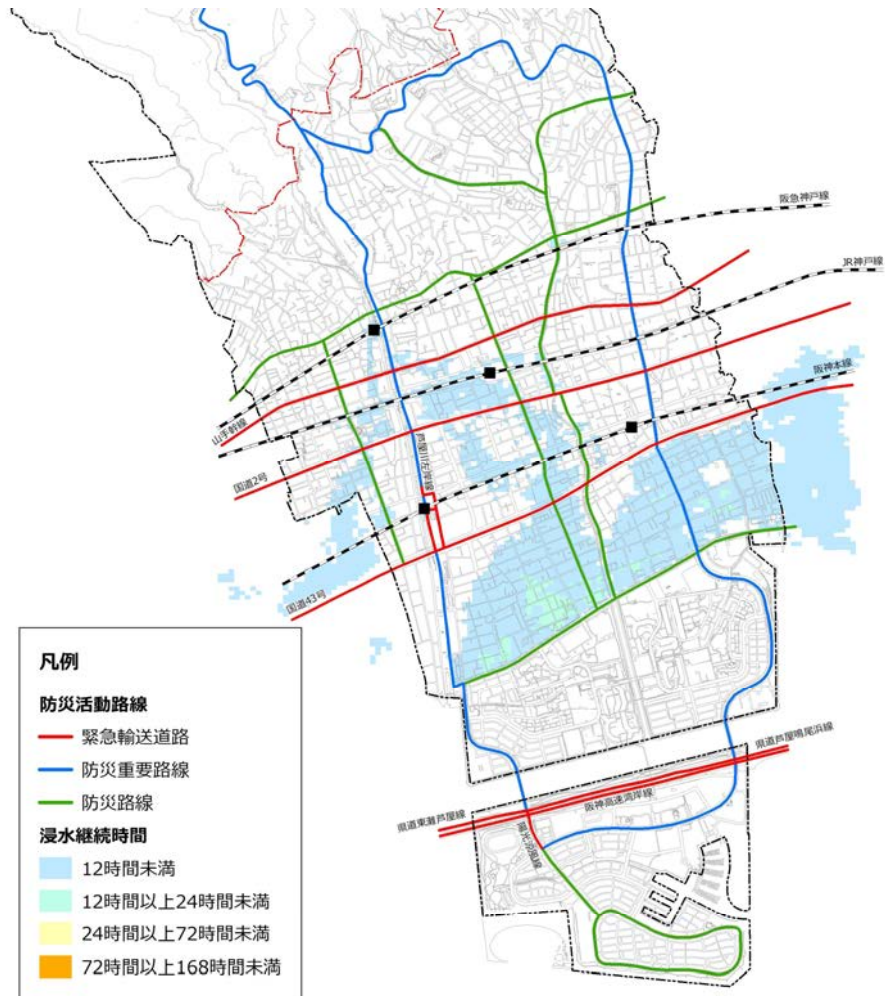


資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 洪水浸水想定区域×緊急輸送道路の状況

表 - 洪水発生時に浸水する緊急輸送路の延長

緊急輸送道路	0.5m 未満	0.5m以上 3.0m未満	3.0m以上	合計
芦屋川左岸線	0m	71m	0m	71m
国道2号	1,324m	238m	0m	1,562m
国道43号	940m	228m	0m	1,168m
山手幹線	536m	259m	74m	869m
合計	2,801m	796m	74m	3,670m

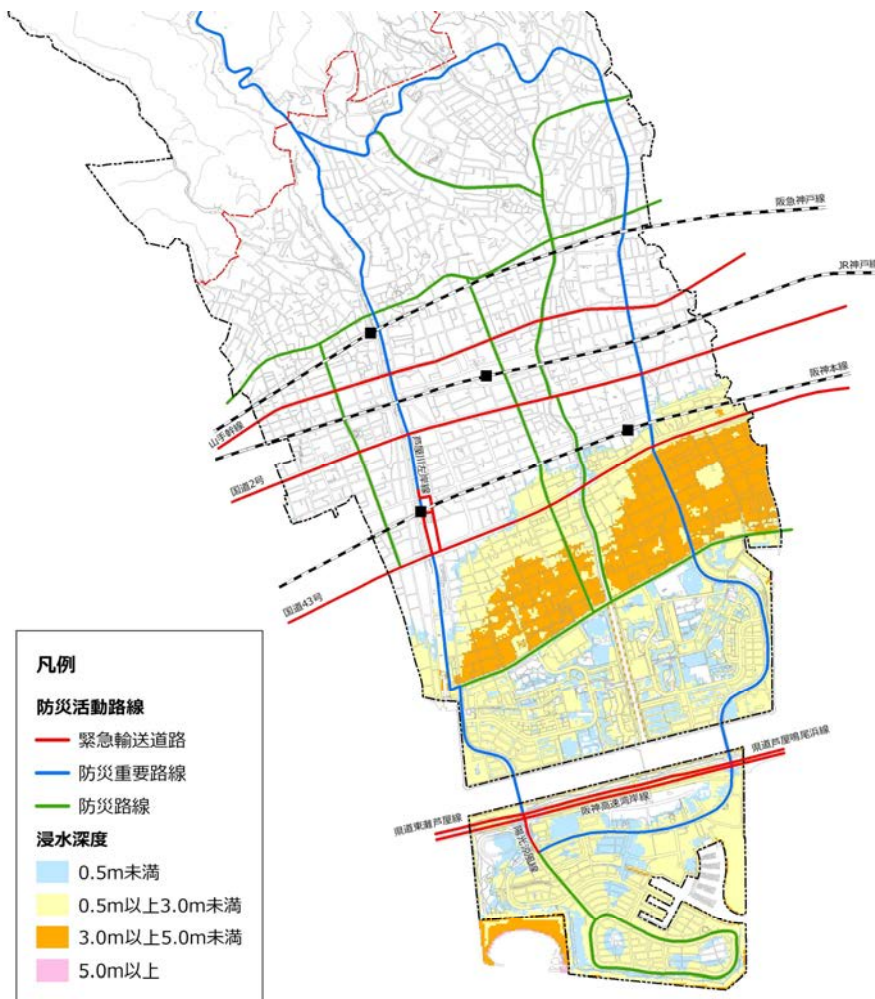


資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 洪水浸水継続時間 (0.5m 以上の浸水) × 緊急輸送道路の状況

## ② 高潮時の緊急輸送道路の浸水状況

高潮が発生した場合、国道 43 号、陽光涼風線の浸水が想定され、緊急輸送道路のうち浸水する路線の総延長が約 1,609m、車両の通行に支障が出始める 0.5m 以上の浸水も合計で約 1,284m に及びます。これらの緊急輸送道路では、浸水により緊急輸送に影響が出ることが懸念されます。なお、いずれの緊急輸送道路も浸水継続時間は 12 時間未満となっています。

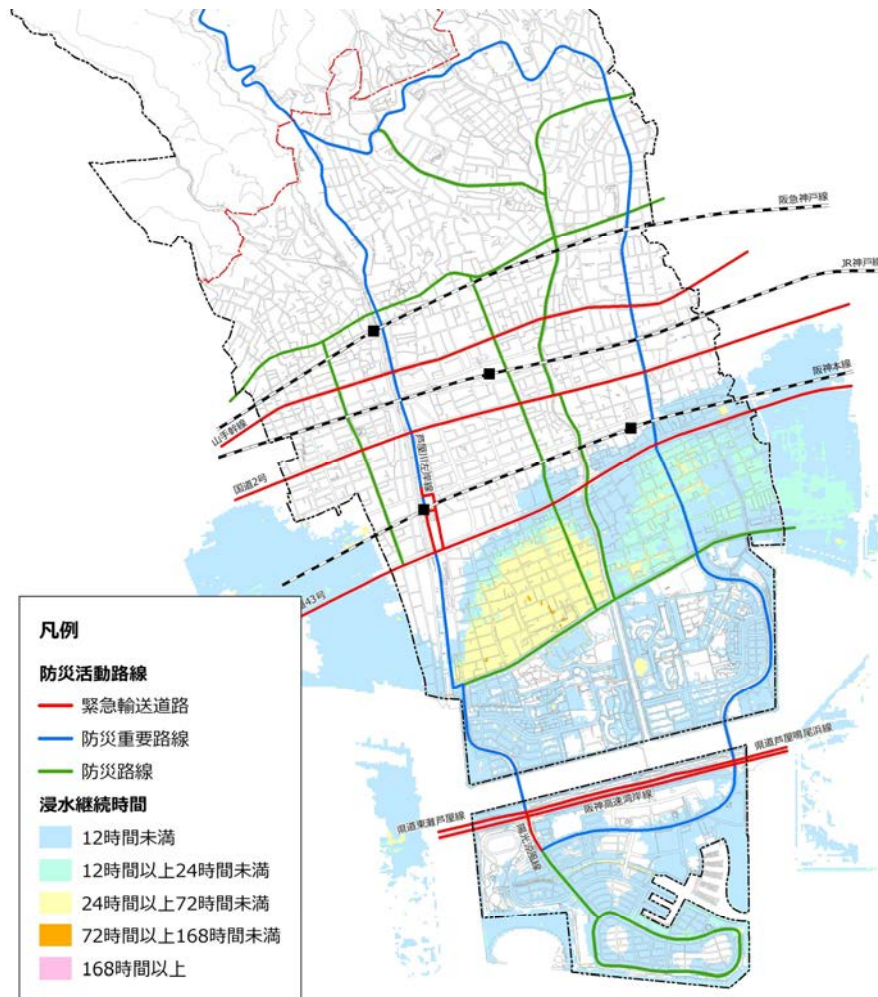


資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 高潮浸水想定区域×緊急輸送道路の状況

表 - 高潮発生時に浸水する緊急輸送路の延長

緊急輸送道路	0.5m 未満	0.5m以上 3.0m未満	合計
国道43号	235m	1,211m	1,446m
陽光涼風線	90m	73m	163m
合計	325m	1,284m	1,609m



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

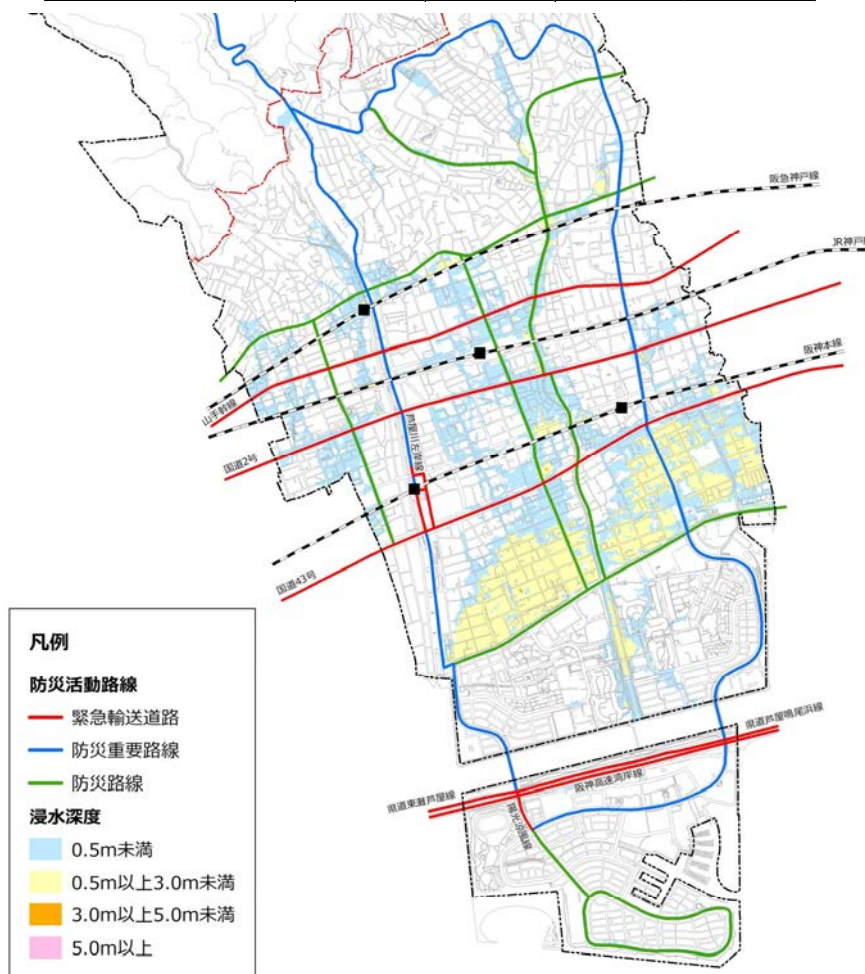
図 - 高潮浸水継続時間（0.5m 以上の浸水）×緊急輸送道路の状況

### ③ 内水時の緊急輸送道路の浸水状況

内水が発生した場合、国道2号、国道43号、山手幹線の浸水が想定され、緊急輸送道路のうち浸水する路線の総延長が総延長約3,852m、車両の通行に支障が出始める0.5m以上の浸水も合計で約65mに及びます。特に山手幹線では、3.0m以上の非常に深い浸水が約19mの区間で予測されており、通行が困難になる恐れがあります。国道2号や43号もそれぞれ1,000mを超える広範囲で浸水するため、緊急輸送に影響が出ることが懸念されます。

表 - 内水発生時に浸水する緊急輸送路の延長

緊急輸送道路	0.5m未満	0.5m以上 3.0m未満	3.0m以上	合計
国道2号	1,640m	0m	0m	1,640m
国道43号	1,178m	0m	0m	1,178m
山手幹線	969m	46m	19m	1,034m
合計	3,788m	46m	19m	3,852m



資料：兵庫県オープンデータ 2023、芦屋市資料

図 - 内水浸水想定区域×緊急輸送道路の状況

## (8) 取組方針に基づく取組内容

取組方針に基づく取組内容は、「芦屋市地域防災計画」や「芦屋市強靱化計画」と災害対策の方向性や具体的な取組内容の整合を図っています。それぞれの取組内容について、これらの計画における位置付けと主な事業等を次に示します。

	取組方針	取組内容	位置付け	備考
ハザードの低減	浸水対策	・ 芦屋浜、南芦屋浜の護岸の嵩上げ工事による浸水対策の推進	(防)	・ 芦屋浜、南芦屋浜の護岸の嵩上げ工事
		・ 雨水貯留タンク設置の促進	(強)	・ 雨水貯留施設設置費用助成
		・ 雨水管路等の整備	(防)	・ 10年確率降雨に対する整備
	都市基盤等の整備	・ 道路、公園、上下水道の計画的・効率的な老朽化対策や適切な維持管理の推進	(強)	
		・ 防災路線の機能向上	(防)	・ 緊急輸送道路や防災重要路線、防災路線の無電柱化
		・ 上下水道施設の耐震化推進	(防)(強)	
		・ 住宅・建築物等の耐震化（公共施設を含む）	(防)(強)	・ 住宅耐震化促進事業 ・ 市有建築物における非構造部材の耐震化推進
		・ 山地の防災対策	(防)(強)	・ 砂防事業や急傾斜地崩壊防止対策事業等の推進
	リスクの回避	リスク回避の誘導	・ 宅地造成工事に対する防災指導対策	(防)
・ 災害危険区域等にある住宅の除却・移転促進			(防)(強)	・ がけ地近接等危険住宅移転事業による移転・改修支援 ・ 土砂災害防止法第26条に基づく「移転等の勧告」の活用等
リスクの低減	避難体制の強化	・ 避難所等の機能維持・充実	(防)(強)	・ 避難所生活に必要な物資の備蓄 ・ 指定避難所以外（ホテル、旅館等）の避難スペース活用検討 ・ 新たな一時避難施設の指定等
		・ 避難所・津波一時避難施設の避難標識の視認性向上	(強)	
		・ 避難確保計画作成・避難誘導訓練実施	(防)	・ 水防法や土砂災害防止法等に基づく避難確保計画
	地域防災力の向上	・ 地区防災計画の策定支援など自主的な防災活動の促進	(防)(強)	
		・ 防災情報の周知・啓発	(防)(強)	・ 各種防災情報マップ（ハザードマップ）の周知 ・ 防災総合訓練による防災教育 ・ 地震に関する情報等を常に伝達できるよう体制の整備 ・ あしや防災ネット及びSNSを通じての情報提供 ・ 家庭用食料品等を各家庭に備蓄するよう啓発等

(防)：地域防災計画

(強)：強靱化計画

### 3 改訂の経緯

(1) 都市計画審議会（構成員：知識経験者、市議会議員、県の職員、市民 計 14 名）

第 1 回	令和 7 年 5 月 23 日	持続可能なみらいの都市づくりビジョン（市民意見募集結果報告） 改訂の方針説明
第 2 回	令和 7 年 8 月 21 日	検討状況の中間報告
第 3 回	令和 7 年 11 月 25 日	計画素案の説明
第 4 回	令和 8 年 3 月 27 日	市民意見募集結果報告及び計画原案の諮問・答申

(2) 都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定検討部会  
（構成員：都市政策部長、課長級職員 計 24 名）

第 1 回	令和 7 年 7 月 11 日	検討状況の中間報告
第 2 回	令和 7 年 11 月 4 日	計画素案の説明
第 3 回	令和 8 年 1 月 29 日	市民意見募集結果報告

(3) 都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定本部会議  
（構成員：市長、副市長、教育長、部長級職員 計 15 名）

第 1 回	令和 7 年 1 月 29 日	持続可能なみらいの都市づくりビジョン（素案説明）
第 2 回	令和 7 年 5 月 14 日	持続可能なみらいの都市づくりビジョン（市民意見募集結果報告） 改訂の方針説明
第 3 回	令和 7 年 8 月 6 日	検討状況の中間報告
第 4 回	令和 7 年 11 月 19 日	計画素案の説明
第 5 回	令和 8 年 2 月 4 日	市民意見募集結果報告

(4) 市民意向の把握

市民意見募集	「芦屋市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）（原案）」 調査期間：令和 7 年 12 月 15 日～令和 8 年 1 月 23 日
--------	--

(5) 計画の周知及び公表

令和 7 年 9 月 18 日	持続可能なみらいの都市づくりビジョン公表（誘導区域・誘導施設の周知）及び立地適正化計画策定予定時期の周知
令和 8 年 4 月 1 日	計画策定及び公表

## 4 用語集

※都市計画マスタープランで使用している用語

	用語	意味・解説
	ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている IT に代わる言葉として使われている。
	IoT	あらゆるモノをインターネットに接続する技術。インターネット上のコンテンツが視聴可能なテレビや、家電を音声操作できるスマートスピーカーなどがある。
	MaaS	MaaS（マース）とは、「Mobility as a Service」の略で、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスで、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
	NPO	民間非営利組織の略。市民によるまちづくりや高齢者支援、災害ボランティア活動や自然環境保護団体など様々な分野で活動する組織がある。
	PDCA サイクル	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法。
	ZEB	ZEB（ゼブ）とは「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略で、建築物における年間のエネルギー消費量（冷暖房、換気、照明、給湯など）を、省エネによって大幅に削減し、再生可能エネルギーの導入により実質ゼロとすることを目指した建築物。
	ZEH	ZEH（ゼッチ）とは「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略で、住宅における年間のエネルギー消費量（冷暖房、換気、照明、給湯など）を、省エネによって大幅に削減し、再生可能エネルギーの導入により実質ゼロとすることを目指した住宅。

	用語	意味・解説
あ行	芦屋庭園都市宣言	芦屋市は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきた。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成 16 年 1 月 1 日に宣言。
	雨水浸透枳	雨水を地中へ浸透させるため、枳の底面に碎石を充填するなどして、集水した雨水を地中に浸透させることで、雨水の流出抑制とともに、地下水の涵養や湧水の保全にも効果がある。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
	オープンガーデン	イギリスで始まった個人の庭などを一般に公開する活動のこと。本市では、平成 18 年度より毎年開催しており、開催期間中には、参加者の個人宅やコミュニティの管理する庭園の見学ができる。
	オープンスペース	公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地等の総称。
	屋外広告物条例	良好な景観の形成と風致の維持、市民生活の安全のため、屋外広告物に関する規制、指導等を行うために制定。平成 28 年 7 月 1 日から県条例に代わり市条例を施行し、すべての広告物に適用される共通基準と、市内 7 つの地域ごとの基準を設けている。
か行	開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
	強靱化計画	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の発生に備え、より強く、しなやかな地域の構築を目指して、市の各施策を総合的かつ計画的に推進するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づいて策定。
	協働	市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
	近郊緑地保全区域	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づいて指定された区域。既成市街地等の近郊にあって、良好な自然の環境を有する緑地の保全によって得られる住民の健全な生活環境の確保等の効果が著しい区域で、宅地の造成や木竹の伐採などの一定の行為について、あらかじめ市長に届出が必要。

	用 語	意味・解説
	景観計画	景観法に基づく地域における良好な景観の形成に関する計画。平成 27 年に策定し、市域全体を景観計画区域に指定。
	景観形成地区	南芦屋浜地区において、ウォーターフロントを活かした住宅・文化・海洋性レクリエーションなど、多様な顔を持つまちとして景観に配慮した海に親しむまちづくりを目指し、平成 13 年 8 月に都市景観条例に基づき指定。  地区内において、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を行う場合は、景観地区の形態意匠の制限と合わせて、景観形成方針・景観形成整備計画に適合するようにしなければならない。
	景観重要建造物	景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観形成に重要なものについて、景観行政団体の長（市長）が指定するもの。
	景観地区	景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として決定される地区。建築物の形態意匠の制限を定めることができ、地区内における建築行為等について事前に計画の認定を取得しないと着手することができない。平成 21 年に市域全域を景観地区に指定し、現在は芦屋川特別景観地区と芦屋景観地区の 2 地区が指定されている。
	下水道ストック マネジメント計画	下水道施設全体を対象に、計画的かつ効率的に点検・調査及び修繕・改築を行うことでライフサイクルコストの縮減を目指すと同時に、既設下水道管渠の延命化を図り、良質な下水道サービスの提供を持続することを図ることを目的に策定。
	減災	災害が発生した時に、すべての被害を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る考え方のこと。
	建築物における 駐車施設の附置等に 関する条例	建築物における自動車の駐車のための施設の附置及び管理について、必要な事項を定めることで、道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として昭和 59 年に制定。

	用語	意味・解説
	公園	都市公園法に基づいて地方公共団体が整備した公園で、主に次のような種類がある。 ①街区公園：都市公園のうち住区基幹公園の一つ。主として住区内に居住する者が容易に利用できる距離に配置する公園。面積 0.25ha を基準として配置する。 ②近隣公園：都市公園のうち住区基幹公園の一つ。主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。小学校区を中心とする人口 8 千人から 1 万人程度の住区を一近隣住区として、一住区当たり 1 箇所とする。近隣に居住する者が容易に利用できるように、面積 2 ha を標準として配置する。 ③総合公園：主に一つの市町の区域内の市民が休息、散歩、レクリエーション、スポーツなどで利用するための公園。面積 10ha 以上を標準として配置する。
	公園施設長寿命化計画	公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないようにするための計画として平成 23 年 6 月に策定。
	公共交通利用圏域	公共交通を無理なく利用できる範囲として設定した、鉄道駅から半径 500m、バス停から半径 300m の区域。
	交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎが行われる場所、あるいは施設の総称。
	高度地区	都市計画法に定められる地域地区の一つで、用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。
さ行	再生可能エネルギー	有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことを指す。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
	砂防指定区域	砂防法第 2 条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。

	用 語	意味・解説
	潮芦屋プラン	兵庫県「まちづくり基本条例」の基本理念を踏まえ、少子・高齢化に対応した、安全、安心で、魅力ある人間サイズのまちづくりに取り組むための整備戦略プランとして、平成 12 年 12 月に兵庫県企業庁において「南芦屋浜プラン」が策定された。平成 15 年 3 月には地域の愛称が公募され、柔らかで優雅な響きのある海水を意味する「潮」と全国的にブランド力のある「芦屋」を合わせて「潮芦屋」に決定した。平成 19 年 3 月に時点修正が行われ、現在の名称となった。
	市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、原則として用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。
	市街地開発事業	一定の地域について、公共施設の整備と宅地または建築物の整備をあわせて行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもの。土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などの種類がある。
	資源化施設	不燃物処理施設とペットボトル減容施設をいう。
	次世代自動車	二酸化炭素削減のため、国において 2030 年までに新乗用車の 5～7 割を次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等）とする目標が掲げられている。
	次世代モビリティ	自動運転、MaaS、ドローン、人工知能（AI）等を活用した技術革新による新たな移動手段のこと。
	市民参画	市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

	用 語	意味・解説
	浄水場	水源から取り入れた水を浄化して、飲料に適する安全な水質に処理する施設。
	人工知能（AI）	人間が持っている認識や推論などの能力を、コンピューターでも可能にするための技術の総称。
	水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持ち、また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。
	スマート社会	仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す人間中心の社会。あらゆるモノがインターネットでつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出し、課題や困難を克服する社会。
	住みよいまちづくり条例	市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とする。平成12年5月1日施行。
	生産緑地	「生産緑地法」及び「都市計画法」に基づき、農林漁業との調査を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・池沼等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市町村が指定した地区。
	瀬戸内海国立公園 六甲地域	瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島景観を中心とした優れた眺望に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和9年に我が国最初の国立公園の一つとして指定された。六甲地域は、当地域の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約20kmに及ぶ区域を有し、昭和31年5月1日に区域指定された。

	用語	意味・解説
	総合交通戦略	誰もが安全かつ快適に移動できる交通環境づくりを進めていくため、必要な都市交通とまちづくりの施策を明示し、関係する各機関・団体等が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策への取組を推進することを目的として平成 30 年 3 月に策定。
た行	第 5 次芦屋市総合計画	10 年間のまちづくりの指針となる芦屋市の最上位計画。市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担うもの。計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されている。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度まで。
	耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、国の基本方針及び兵庫県耐震改修計画を勘案し、今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組を一層進めるため、住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示すものとして、平成 20 年 3 月に策定。
	耐震性貯水槽	地震に強く、水を貯めることができる水槽で、配水管とつながっているため、平常時は水が循環している。地震等の災害時にはポンプを使って水をくみ上げて給水できる。
	脱炭素社会	温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする社会。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却するなどの方法が挙げられる。
	地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市域における災害に係わる処理すべき事務または業務に関し、市民の積極的な協力と合わせ、市域内の関係機関の協力業務も含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を資することを目的としたもの。
	地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象にきめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度。地区特性に相応しい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

	用 語	意味・解説
	地区防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地域コミュニティにおける「共助」による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者や事業者が行う自発的な防災活動に関する計画。
	デコ活	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と環境に良いエコ (Eco) を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。
	透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。
	都市基盤施設	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤施設や、学校、病院、公園などの公共施設の総称。
	都市計画道路	<p>将来のまちづくりを考えて、良好な都市形成に寄与するよう計画される道路で、次の種類がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車専用道路：阪神高速道路などのように自動車だけが通行できる道路</li> <li>②主要（広域）幹線道路：都市拠点間を結ぶ道路</li> <li>③都市（地域）幹線道路：各地区または主要な施設の間を結ぶ道路</li> <li>④補助（地区）幹線道路：主要幹線道路や都市幹線道路で囲まれた区域内で発生、集中する交通を受け持つ道路</li> <li>⑤区画道路：街区内に発生、集中する交通を受け持つ道路</li> </ul>
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続き及び都市計画制限等について必要な事項を定めた法律。
	都市景観条例	景観の形成及び景観法の規定に基づく手続き等について必要な事項を定めることにより、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的に制定。
	都市施設	道路、公園など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊によって建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域。特定の開発行為に対する、建築物の構造規制等が行われる。

	用語	意味・解説
	特別緑地保全地区	無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地であり、これらを残していくことを目的とした地区。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る制度。
<b>な行</b>	ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。
<b>は行</b>	パイプライン施設	気流を発生させた輸送管（パイプライン）によって廃棄物（可燃ごみ）を環境処理センターまで運搬する施設で、芦屋浜地域と南芦屋浜地域の一部で整備されている。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人の行動・生活上の物理的・精神的障がいを取り除いた環境。階段などの段差の解消、トイレの手摺の設置など。
	阪神間都市計画区域	本市が阪神間の連続した市街地に位置していることから、広域的な阪神間都市計画として兵庫県が定める区域のこと。関係市町は、芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・猪名川町の7市1町。
	阪神地域都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域を対象として、都市の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定め、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの。 都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」の指針となるもの。
	避難確保計画	水防法や土砂災害防止法等に基づき、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合に、要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画。

	用語	意味・解説
	風致地区	都市の風致を維持するため、都市計画法の規定に基づき、市町村が定める区域（但し、2市以上にわたり10ha以上の区域の場合は都道府県）。当該地区内での建築物の建築等の一定の行為については、許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。
	保安林	森林法に基づいて、水源の涵養、土砂の流出や崩壊の防備などの目的を達成するために指定する森林。都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採できないなどの制限がある。
	防災行政無線	気象情報や土砂災害情報、津波情報など市民に重大な影響のある緊急情報を該当地区または市内一斉に周知するため、災害警戒時や発生時の避難に関する情報のほか、災害発生後の復旧時におけるきめ細かな生活支援情報を提供する手段として平成22年4月から運用を開始した。 市内45箇所に設置された屋外拡声子局及び約160台の戸別受信機と緊急告知ラジオにより、平常時には訓練放送等、非常時には災害情報を市内全域に発信している。
	防災士	"自助""共助""協働"を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。
ま行	まちづくり協定	地区住民等の多種多様な価値観やニーズに応えるため、芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく制度として平成25年1月に施行。地区住民自らが地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めるもの。
	緑の保全地区	まちの美観風致上、その緑の環境を特に保全することが必要な区域で、「芦屋市緑豊かな美しいまちづくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内での木竹の伐採や宅地造成などは市長に届け出る必要があり、市長はそれに対して指導や勧告を行うことができる。
	無電柱化	電線を地下に埋設するなどの方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く）または電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱または電線を撤去すること。

	用語	意味・解説
	無電柱化推進計画	平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、都市防災機能の強化、通行空間の安全性、快適性の向上、良好な都市景観の形成を図るため、無電柱化を推進する上での基本理念、責務、役割分担が明確に定められた。 本市においては、国際文化住宅都市として良好な住環境の向上を目指し、市の方向性を明確にする無電柱化推進条例を制定し、無電柱化を推進するための方針・計画を定めた推進計画を策定した。
や行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
	用途地域	都市計画法に定められる地域地区の一つで、都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、ひいては都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の用途及び容積などにより規制する制度。住居専用系、住居系、商業系、工業系に分かれており、計 13 の用途地域がある。
	要配慮者施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。



# 芦屋市都市計画マスタープラン

令和8年(2026年)4月 策定

芦屋市 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2073

FAX (0797) 38-2135





